

業務の概要及び実績

I 総務課

総務課は、東北厚生局の総務、人事給与、経理、研修、福利厚生のほか、東北厚生局が保有する行政文書の情報開示、保有個人情報の開示、医師等の国家試験、国有財産の管理等に関する業務を行っています。

1 行政文書開示請求業務

(1) 概要

国の行政機関が保有する情報の公開（開示）請求手続きを定めた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）に基づき、開示請求に係る業務を行っています。

(2) 根拠法令

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(3) 実績（平成 24 年度～平成 28 年度）

（単位：件）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
開示請求件数	590	601	561	344	365
開示件数	584	583	545	320	365

※各年度の開示請求件数及び開示件数は、当該年度に受け付けた件数及び開示決定した件数

2 保有個人情報開示請求業務

(1) 概要

行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めた「行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）に基づき、開示請求に係る業務を行っています。

(2) 根拠法令

行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律

(3) 実績（平成 24 年度～平成 28 年度）

（単位：件）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
開示請求件数	0	0	0	0	1
開示件数	0	0	0	0	1

※各年度の開示請求件数及び開示件数は、当該年度に受け付けた件数及び開示決定した件数

3 国家試験業務

(1) 概要

- 国家試験の6職種（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師）について、受験願書の受付、受験票の交付、試験の実施、合格発表に関する業務を行っています。
- 平成22年度まで地方厚生局で実施していた6職種（臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士）については、平成23年度から「市場化テスト」として受託民間業者により実施されていましたが、平成29年度以降は、医師等6職種を含めた全12職種の試験について、「市場化テスト」として受託民間業者により行われます。

(2) 実績

平成28年度 国家試験実施実績（東北厚生局実施分）

国家試験名	試験日	受験地	出願者数 []内は 27年度実績	受験者数 (名)	合格者数 (名)	合格率 (全国) (%)
第111回 医師国家試験	H29. 2. 11 (土) H29. 2. 12 (日) H29. 2. 13 (月)	宮城県	738 [750]	717	647	90.2 (88.7)
第110回 歯科医師国家試験	H29. 2. 4 (土) H29. 2. 5 (日)	宮城県	198 [240]	147	102	69.4 (65.0)
第103回 保健師国家試験	H29. 2. 17 (金)	宮城県 青森県	699 [798]	692	613	88.6 (90.8)
第100回 助産師国家試験	H29. 2. 16 (木)	宮城県 青森県	153 [158]	153	143	93.5 (93.0)
第106回 看護師国家試験	H29. 2. 19 (日)	宮城県 青森県	4,254 [4,271]	4,219	3,697	87.6 (88.5)
第102回 薬剤師国家試験	H29. 2. 25 (土) H29. 2. 26 (日)	宮城県	1,209 [1,262]	1,036	734	70.8 (71.6)

4 国有財産（年金特別会計）の管理、営繕、売却

（1）概要

- ・ 平成 22 年 1 月 1 日、社会保険庁廃止に伴い、それまで社会保険庁が所管していた年金特別会計所属の国有財産のうち、日本年金機構へ出資しなかった国有財産について、地方厚生局が管理することになりました。
- ・ この国有財産の取扱いについては、地方厚生局長が、国有財産部局長として、財産を適切に維持管理し、売却の手続きを行うこととされております。
- ・ 東北厚生局では、平成 22 年 1 月 1 日、38 物件を引継ぎ管理、営繕、売却手続き等を行うこととなりました。
- ・ 厚生労働省本省に設置された「遊休資産売却に関する省内プロジェクトチーム（平成 22 年 9 月 7 日設置）」において、「昨今の厳しい財政状況の中、省内事業仕分け等により無駄の削減や不要不急な事務事業の見直しを行っているが、こうした中で、厚生労働省が保有する国有財産のうち、売却可能なものについては、極力売却することにより収入の確保を図る」こととされ、売却に向けた業務の推進が求められており、現在 11 物件の管理を行っています。

（2）業務内容

①国有財産の管理

1) 国有財産総合情報管理システムの運用

- ・ 価格改定作業
- ・ 毎会計年度間における国有財産増減、毎会計年度現在における現在額報告書の作成等
- ・ 国有財産の情報公開（一件別情報）

2) 財産の維持管理

- ・ 防犯、看板の設置
- ・ 環境衛生、雑草駆除
- ・ 境界画定及び測量

3) 国有財産の貸付

- ・ 有償貸付、無償貸付

②国有財産の処分

1) 売り払い

- ・ 行政財産の用途廃止手続き
- ・ 不動産鑑定評価
- ・ 公用、公共用取得要望の有無の確認
- ・ 売払いに係る厚生労働大臣承認申請手続き
- ・ 財務省東北財務局への売払処分依頼

2) 解体撤去

(3) 実績（平成24年度～平成28年度）

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
管理物件数						
①年度当初（物件）	38	32	21	14	12	
②年度末（物件）	32	21	14	12	11	
（増減 ②－①）	△6	△11	△7	△2	△1	
売払処分等に係る実績（増減理由）	一般競争入札の実施					
	①実施回数	0	2	1	1	1
	②対象物件	0	8	2	4	7
	③落札物件	0	3	1	0	1
	先着順売払の実施					
	①実施回数					1
	②対象物件					6
	③申込物件					0
	財務局による売払処分（物件） （平成24年度より開始）	4	7	6	1	0
	公共随意契約による 地方公共団体への売 払処分（物件）	0	0	0	1	0
建物解体撤去による 管理終了（物件）	2	1	0	0	0	
その他関連業務 の実績	貸付※					
	①有償貸付（物件）	4	3	2	2	2
	②無償貸付（物件）	1	1	1	1	1

※①は電柱又は支線設置に係る貸付。②は市道としての貸付

II 企画調整課

企画調整課は、東北厚生局の所掌事務に関する総合的な企画立案及び政策の実施に関する総合調整、東北地方社会保険医療協議会の庶務、東日本大震災により被災した市町村の復興支援に関すること等の業務を行っています。

1 総合的な企画立案及び政策の実施に関する総合調整

(1) 事業計画の策定及び進捗管理

東北厚生局における、各課、各県事務所は毎年度、事業毎に計画を立て、それを実行し、結果を評価し、問題点があれば改善できるよう事業計画を策定しています。平成28年度は、策定した計画の進捗状況、評価及び改善点を明確にするため、年3回の幹部ヒアリングを行うなど、事業計画に関する業務を行いました。

・ヒアリング実施日程

期首	平成28年3月23日、3月25日、3月28日、4月12日
中間	平成28年9月9日、9月12日～13日、9月15日、10月13日
期末	平成29年3月23日～24日、3月28日

(2) 事業年報の編集

平成27年度における東北厚生局の業務概要を取りまとめ、事業年報として東北厚生局ホームページに掲載しました。

(3) 東北厚生局ホームページの運用管理

東北厚生局ホームページの運用を総括するとともに、ホームページの作成から公開まで管理することができるコンテンツマネジメントシステム（CMS）の運用管理を行っています。

(4) テーマ別研修等の企画及び実施

東北厚生局の職員を対象に、所管行政に関する制度や施策、現場の状況を十分に理解し、業務を適切に遂行できる人材を育成するため、各種研修を企画し、実施しました。

・職員に対するテーマ別研修実施状況

日付	タイトル	内 容
平成 28 年 4 月 18 日、19 日	業務別オリエンテーション	新規採用者及び異動されてきた職員を対象に、業務内容についてのオリエンテーションを行う。また、講師担当者のプレゼンテーション能力のスキルアップを図ることも目的とする。
平成 28 年 5 月 27 日	安全運転研修	安全運転に対する認識を深め、事故防止等に繋げることを目的とする。
平成 28 年 6 月 13 日	メンタルヘルス研修 (課長・課長補佐級)	部下職員のストレスの存在に気づくことや、対処の方法など、こころの健康についての知識を深めることを目的とする。
平成 28 年 6 月 14 日	障害者差別解消法にかかる厚生労働省版対応要領及び障害者の就労等に関する研修	障害のある方との接し方を学ぶことにより、障害者雇用に係る理解を深めることを目的とする。
平成 28 年 6 月 17 日	ヒューマンエラー防止研修	単純なミスをしないう、ケアレスミス防止やチェック体制の工夫を図ることを目的とする。
平成 28 年 9 月 2 日	個人情報管理研修	個人情報を含め、行政機関が保有する情報管理の重要性を理解することを目的とする。
平成 28 年 9 月 6 日	プレゼンテーション研修	会議・説明会等におけるプレゼンテーション能力の向上を図ることを目的とする。
平成 28 年 10 月 26 日、27 日	被災地視察研修	東日本大震災による被災地の現状と復興状況を確認することを目的とする。
平成 28 年 10 月 28 日	コンプライアンス (法令遵守) 研修	職員一人ひとりがコンプライアンス (法令遵守) について、正しく理解し、行政運営に携わる意識の向上を図ることを目的とする。
平成 28 年 11 月 22 日	地域包括ケアシステム研修	地域包括ケアシステムの構築が喫緊となっている中で、担当課以外の職員も制度について理解を深める

		ことを目的とする。
平成 28 年 11 月 22 日	認知症サポーター養成講座	認知症について正しい知識をもち、認知症の人やその家族を地域で見守ることのできる認知症サポーターを養成することを目的とする。
平成 28 年 12 月 12 日	訟務基礎実務研修	行政が行った処分に対し、訴訟を提起された際に、迅速に対応をすることができるよう、裁判の手続きの流れや答弁書及び準備書面の作成の仕方など、訴訟対応の基礎的実務について理解を深めることを目的とする。
平成 28 年 12 月 16 日、19 日	国家公務員倫理研修	職員一人ひとりが公務員倫理について、正しく理解し、行政運営に携わる意識の向上を図ることを目的とする。
平成 28 年 12 月 16 日、19 日	ハラスメント防止研修	職員一人ひとりがハラスメントの防止について正しく理解し、発生防止の徹底を図ることを目的とする。
平成 29 年 2 月 9 日	スキルアップ研修（勤務時間・休暇制度）	勤務時間及び休暇制度に関する知識の習得を目的とする。
平成 29 年 2 月 13 日	メンタルヘルス研修（一般職員・係長級）	自分のストレスに気づくこと、また、その際の対処方法など、こころの健康についての知識を深めることを目的とする。
平成 29 年 3 月 10 日	情報公開・個人情報保護制度研修	情報公開制度、個人情報保護制度の適切な運用を図るため、情報公開法・個人情報保護法の概要及び運用上の基礎的留意点等について理解を深めることを目的とする。

合計17回実施

(5) 「国民の皆様の声」の集計業務

東北厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」については、案件ごとに集計し、厚生労働省の担当部局に毎月報告しています。

平成28年度受付件数 10件（保険局分：8件、医政局分：1件、年金局分：1件）

2 東北地方社会保険医療協議会の庶務

(1) 概要

東北地方社会保険医療協議会は、社会保険医療協議会法第1条第2項に基づき東北厚生局に設置された機関です。委員20名で構成され、主に保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて審議しています。企画調整課は会議の運営に係る庶務を行っています。

(2) 実績

① 協議会

協議会は、社会保険医療協議会法第6条において「正当な理由がある場合を除いては、6月に1回以上開かなければならない。」とされており、平成28年度においては以下のとおり4回開催いたしました。

開催日	議題
平成28年6月29日	1. 部会に属すべき委員の指名について 2. 保険医の登録をしないことについて
平成28年8月3日	1. 保険医療機関の指定の取消について 2. 保険医の登録の取消について 3. 元保険医療機関の指定の取消相当について 4. 元保険医の登録の取消相当について
平成28年10月19日	1. 東北地方社会保険医療協議会会長の選任について 2. 部会に属すべき委員及び臨時委員の指名について 3. 東北地方社会保険医療協議会議事規則の改正について
平成29年3月22日	1. 保険医療機関の指定の取消について 2. 保険医の登録の取消について

② 委員等の改選について

平成28年10月に半数改選を行い、東北地方社会保険医療協議会委員10名、臨時委員15名について委嘱状を交付しました。その他、任期途中での交代により、2名の委員及び1名の臨時委員について、新たに委嘱状を交付しました。

3 東日本大震災への対応業務のサポート

(1) 復興支援室

復興支援室は、東日本大震災被災市町村の復興を支援するため、平成24年1月、企画調整課内に設置され、主に以下の業務を行っています。

- ① 被災市町村の状況、仮設住宅の状況等を把握し、厚生労働省等への連絡及び報告等。
- ② 本省幹部職員等の被災地視察時における関係機関等との連絡調整等。
- ③ 福島県相双地域等における福祉サービス等の確保のための情報収集活動及び福祉施設の従事者確保のための支援等の実施。
- ④ 復興庁宮城復興局が主催する宮城復興推進連絡会議や宮城復興局員連絡会合への参加。

(2) 東北厚生局復興支援本部（平成28年度は9回開催）

東日本大震災被災地を幅広く支援するために、平成24年5月、東北厚生局内に東北厚生局復興支援本部が設置されました。復興支援本部では、各本部員の活動等についての情報共有及び情報提供を図るための報告会を開催し、会議概要等を本省復興対策本部へ報告しています。

Ⅲ 年金管理課

年金管理課は、日本年金機構に対する各種認可に関する業務（滞納処分等、徴収・収納職員、厚生年金保険料等の納付の猶予、立入検査等）、社会保険労務士に関する業務（社会保険諸法令に関するもの）、年金委員の委嘱・解嘱及び大臣表彰に関する業務、市町村に交付する国民年金等事務費交付金に係る審査業務、学生納付特例事務法人の指定等に関する業務、保険料納付確認団体の指定等に関する業務を担当しています。

1 日本年金機構が行う滞納処分等の認可

(1) 概要

日本年金機構が滞納処分や財産調査を行う場合は、厚生年金保険法等により、事前に厚生労働大臣の認可を受けなければならないと定められています（認可の権限は、厚生労働省令により地方厚生局長に委任）。

このため東北厚生局では、日本年金機構本部または各年金事務所から提出される滞納処分等の認可申請について、認可処理要領（平成 26 年 6 月 16 日付け厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知「日本年金機構が行う滞納処分等の認可処理要領の改正について」）に基づき、内容を審査し認可業務を実施しています。

(2) 根拠法令

- ① 厚生年金保険法第 100 条の 6 第 1 項、第 100 条の 9 第 1 項
- ② 健康保険法第 204 条の 3 第 1 項、第 205 条第 1 項
- ③ 国民年金法第 109 条の 6 第 1 項、第 109 条の 9 第 1 項
- ④ 船員保険法第 153 条の 3 第 1 項、第 153 条の 7 第 1 項
- ⑤ 子ども・子育て支援法施行令第 30 条第 1 項
- ⑥ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 32 条の 3 第 1 項、第 32 条の 6 第 1 項
- ⑦ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 18 条第 1 項、第 20 条第 1 項

(3) 実績

平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月の認可申請状況（詳細は参考資料 3（1）参照）

区 分	申請件数	認可件数
厚生年金保険	103,210 件	103,210 件
国民年金	3,097 件	3,097 件
計	106,307 件	106,307 件

（注 1）厚生年金保険は船員保険を含む。

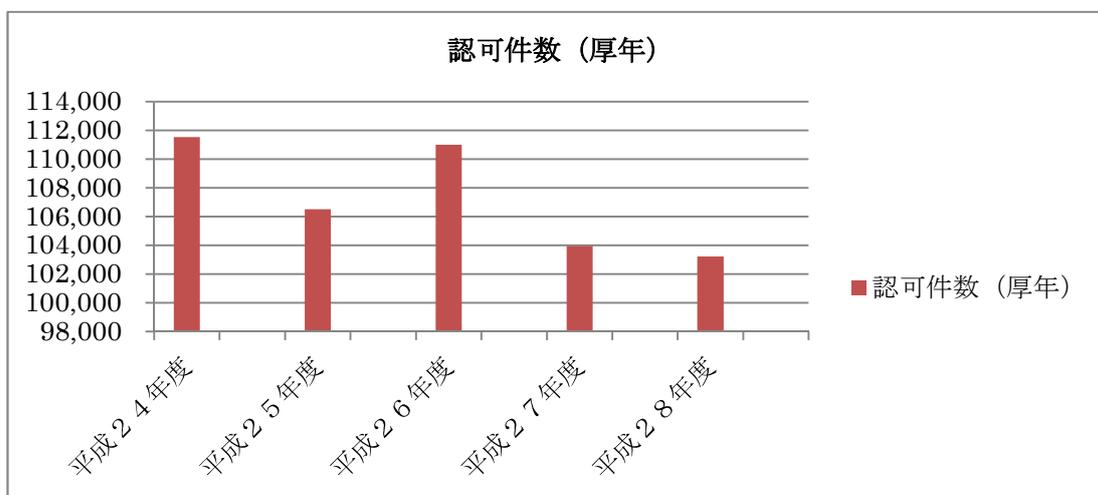
（注 2）申請件数及び認可件数は、厚生年金保険については事業所数、国民年金については被保険者数を掲載している。

平成 24 年度から平成 28 年度までの認可状況

区 分	厚生年金保険		国 民 年 金	
	申請件数	認可件数	申請件数	認可件数
平成 24 年度	111,540 件	111,540 件	1,286 件	1,286 件
平成 25 年度	106,518 件	106,518 件	1,768 件	1,768 件
平成 26 年度	110,997 件	110,997 件	1,906 件	1,906 件
平成 27 年度	103,957 件	103,957 件	2,135 件	2,135 件
平成 28 年度	103,210 件	103,210 件	3,097 件	3,097 件

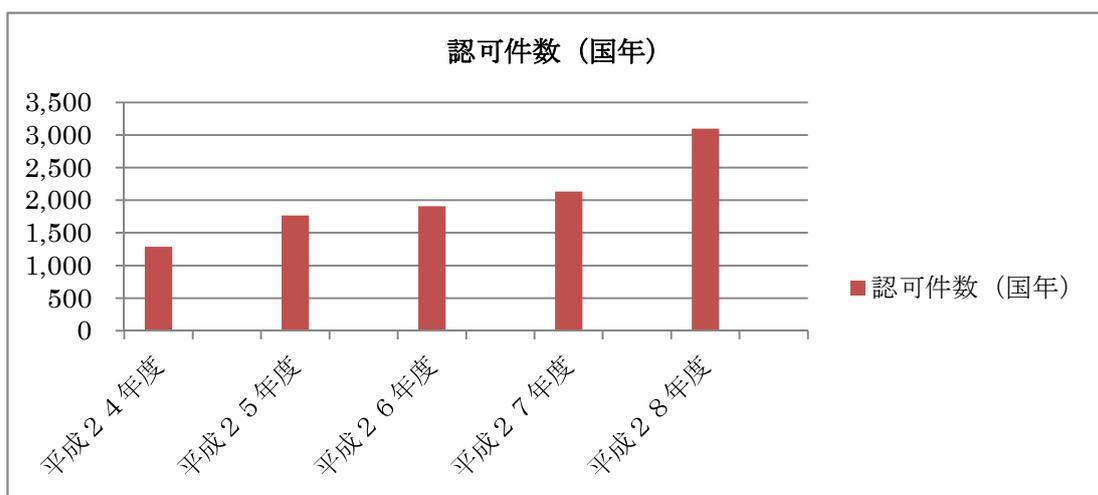
(注 1) 厚生年金保険は船員保険を含む。

(注 2) 申請件数及び認可件数は、厚生年金保険については事業所数、国民年金については被保険者数を掲載している。



(注 1) 厚生年金保険は船員保険を含む。

(注 2) 申請件数及び認可件数は、厚生年金保険については事業所数を掲載している。



(注) 国民年金については、被保険者数を掲載している。

2 日本年金機構が行った滞納処分等の実施結果報告

(1) 概要

日本年金機構が滞納処分等を実施した場合は、地方厚生局に対し、その実施結果を報告しなければならないと定められています。このため、東北厚生局では日本年金機構本部から滞納処分等の実施結果を実施月の翌月末までに報告を受け、滞納処分等を執行した事案は認可を受けたものか、認可前の滞納処分等を実施していないか等を確認しています。

(2) 根拠法令

- ① 厚生年金保険法第 100 条の 6
- ② 国民年金保険法第 109 条の 6
- ③ 健康保険法第 204 条の 3
- ④ 船員保険法第 153 条の 3
- ⑤ 厚生年金保険法施行規則第 106 条
- ⑥ 国民年金法施行規則第 111 条
- ⑦ 健康保険法施行規則第 158 条の 15
- ⑧ 船員保険法施行規則第 203 条

(3) 実績

滞納処分等の実施結果（詳細は参考資料 3（2）参照）

平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月の実施件数

区 分	実施件数
厚生年金保険	6,630 件
国 民 年 金	1,988 件
計	8,618 件

(注 1) 厚生年金保険は船員保険を含む。

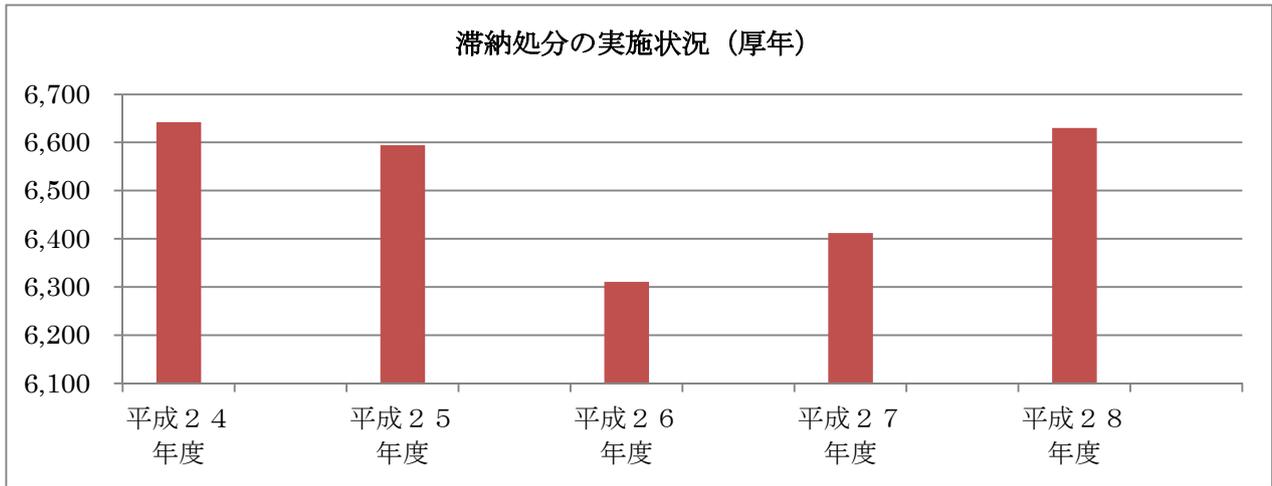
(注 2) 厚生年金保険については事業所数、国民年金については被保険者数を掲載している。

平成 24 年度報告分から平成 28 年度報告分までの実施状況

報告分	実施件数	
	厚生年金保険	国 民 年 金
平成 24 年度	6,642 件	597 件
平成 25 年度	6,594 件	899 件
平成 26 年度	6,311 件	1,405 件
平成 27 年度	6,412 件	958 件
平成 28 年度	6,630 件	1,988 件

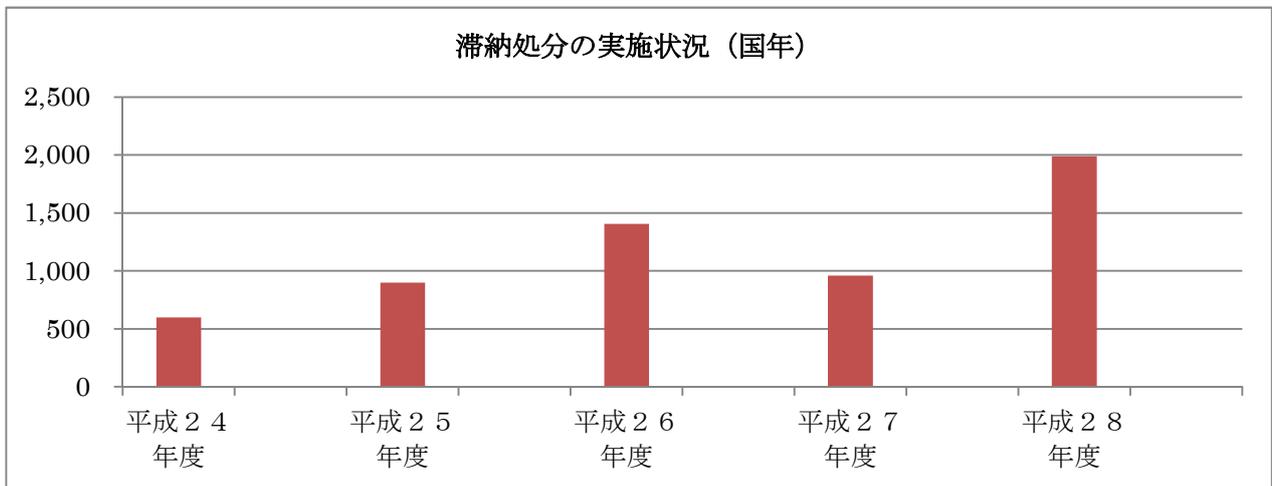
(注 1) 厚生年金保険は船員保険を含む。

(注 2) 厚生年金保険については事業所数、国民年金については被保険者数を掲載している。



（注 1）厚生年金保険は船員保険を含む。

（注 2）厚生年金保険については、事業所数を掲載している。



（注）国民年金については、被保険者数を掲載している。

3 日本年金機構の徴収職員・収納職員の認可

（1）概要

日本年金機構が行う滞納処分等は、日本年金機構の「徴収職員」が行うこととされ、また、収納事務は、日本年金機構の「収納職員」が行うことと定められています。

これら「徴収職員」及び「収納職員」については、日本年金機構理事長が任命することになりますが、その任命に当たっては、厚生労働大臣の認可を受けなければならないと定められています（認可の権限は、厚生労働省令により地方厚生局長に委任）。

このため東北厚生局では、日本年金機構本部から提出される「徴収職員」及び「収納職員」の認可申請について、認可処理要領（平成 24 年 3 月 23 日付厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知「徴収職員・収納職員に係る認可処理要領の改正について」）に基づき内容を審査し認可業務を実施しています。

（2）根拠法令

- ① 厚生年金保険法第 100 条の 6 第 2 項、第 100 条の 11 第 2 項、第 100 条の 9 第 1 項
- ② 国民年金法第 109 条の 6 第 2 項、第 109 条の 11 第 2 項、第 109 条の 9 第 1 項

- ③ 健康保険法第 204 条の 3 第 2 項、第 204 条の 6 第 2 項、第 205 条第 1 項
- ④ 船員保険法第 153 条の 3 第 2 項、第 153 条の 6 第 2 項、第 153 条の 7 第 1 項
- ⑤ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 32 条の 3 第 2 項、第 32 条の 8 第 2 項、第 32 条の 6 第 1 項
- ⑥ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 18 条第 2 項、第 22 条第 2 項、第 20 条第 1 項
- ⑦ 子ども・子育て支援法施行令第 30 条第 1 項

(3) 実績

平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月の認可状況

区 分	申請件数	認可件数
徴収職員	96 件	96 件
収納職員	88 件	88 件

平成 24 年度から平成 28 年度までの認可状況

区 分	徴 収 職 員		収 納 職 員	
	申請人数	認可人数	申請人数	認可人数
平成 24 年度	93 人	93 人	87 人	87 人
平成 25 年度	90 人	90 人	81 人	81 人
平成 26 年度	91 人	91 人	85 人	85 人
平成 27 年度	112 人	112 人	103 人	103 人
平成 28 年度	96 人	96 人	88 人	88 人

4 厚生年金保険料等の納付の猶予

(1) 概要

厚生年金保険法等において準用する国税通則法第 46 条に定める規定により、保険料の納付が困難な場合には、一定の要件に該当した上で事業主が申請することにより納付を猶予することができます。

国税通則法に定める猶予は次の 3 種類であり、それぞれ 1 年以内の範囲で納付の猶予を許可するものです。

1. 事業主が災害によりその財産につき相当な損失を受けた場合において認められる納付の猶予（国税通則法第 46 条第 1 項）
2. 事業主が災害もしくは病気にかかり、または事業の廃止等の事実がある場合において納付すべき保険料を一時に納付できないときに認められる納付の猶予（国税通則法第 46 条第 2 項）
3. 事業主が届出を遅延した場合において、その一定の保険料を一時に納付することができない理由があるときに認められる納付の猶予（国税通則法第 46 条第 3 項）

納付の猶予申請および許可等の通知は日本年金機構を經由して行われます。東北厚生局では、厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領（平成 27 年 3 月 25 日付厚生労働省大臣官房年金管理

審議官通知「厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領等について」)に基づき内容を審査し許可業務を実施しています。

(2) 根拠法令

- ① 厚生年金保険法第 89 条、第 100 条の 9 第 1 項
- ② 健康保険法第 183 条、第 205 条第 1 項
- ③ 船員保険法第 137 条、第 153 条の 7 第 1 項
- ④ 子ども・子育て支援法第 71 条第 1 項
- ⑤ 国税通則法第 46 条第 1 項・第 2 項・第 3 項

(3) 実績

平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月の許可等状況

猶予の種類	申請件数	許可件数	不許可件数	合計
災害による納付の猶予	11 件	9 件	2 件	11 件
通常の納付の猶予	1 件	1 件	0 件	1 件
届出が遅延したことによる納付の猶予	0 件	0 件	0 件	0 件

(注) 厚生年金保険料等の納付の猶予は、平成 24 年 11 月に厚生労働省年金局より地方厚生(支)局へ移管された業務である。

なお、東北厚生局における平成 24 年 11 月～平成 29 年 3 月の申請件数は合計 23 件で、その内、許可 15 件、不許可 8 件となっている。

5 日本年金機構が行う立入検査等の実施及び受給権者等調査に係る認可

(1) 概要

日本年金機構が事業所等に対して立入検査等を行うにあたっては、事前に厚生労働大臣の認可を受けなければならないと定められています(認可の権限は、厚生労働省令により地方厚生局長に委任)。

このため東北厚生局では、日本年金機構東北地域部から提出される厚生年金保険の未適用事業所及び適用事業所に対する立入検査等の実施の認可申請について、認可処理要領(平成 26 年 2 月 14 日付厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知「日本年金機構が行う立入検査等の認可処理要領の改正について」)に基づき内容を審査し、認可業務を実施しています。

また、受給権者や被保険者に関する調査を日本年金機構の職員が行う場合も、立入検査等と同様に事前に厚生労働大臣の認可を受けなければならないと定められています(認可の権限は、厚生労働省令により地方厚生局長に委任)。

このため東北厚生局では日本年金機構東北地域部から提出される、受給権者及び被保険者に関する調査の実施の認可申請について、認可処理要領(平成 22 年 5 月 20 日付厚生労働省年金局長通知「厚生年金保険法及び国民年金法に規定する受給権者及び被保険者に関する調査等の認可事務の取扱いについて」)に基づき内容を審査し、認可業務を実施しています。

(2) 根拠法令

[立入検査等]

- ① 厚生年金保険法第 100 条第 1 項、第 100 条の 8、第 100 条の 9 第 1 項
- ② 健康保険法第 198 条第 1 項、第 204 条の 5、第 205 条第 1 項
- ③ 船員保険法第 146 条第 1 項、第 153 条の 5、第 153 条の 7 第 1 項

[受給権者等]

- ① 厚生年金保険法第 96 条第 1 項、第 97 条第 1 項
- ② 国民年金法第 106 条第 1 項、第 107 条第 1 項、第 107 条第 2 項
- ③ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 28 条第 1 項、第 28 条第 2 項

(3) 実績

平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月の認可申請状況（詳細は参考資料 3（3）参照）

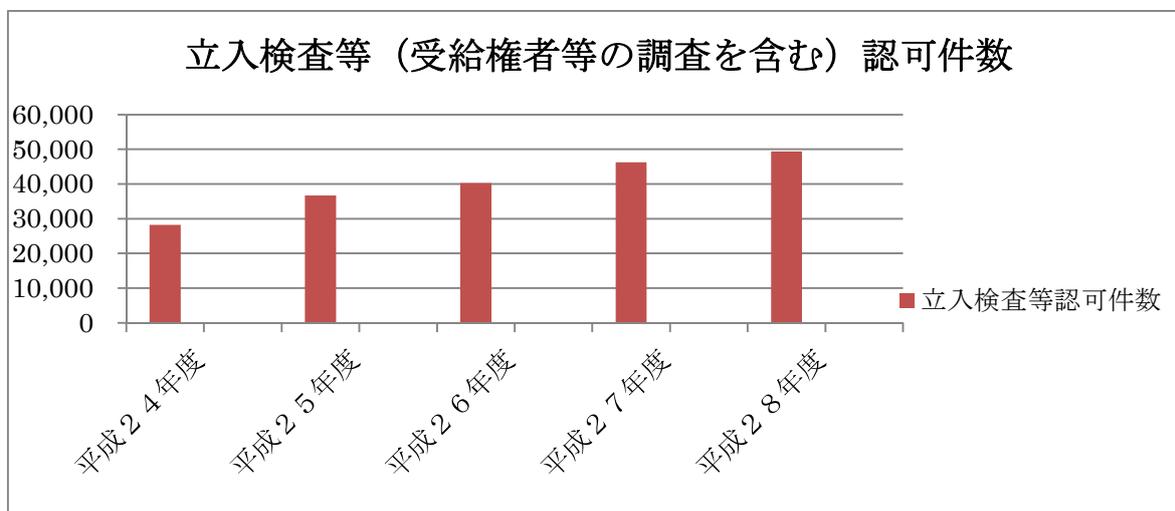
申請事由	申請件数	認可件数
立入検査等	49,370 件	49,370 件
受給権者等に関する調査等	12 件	12 件
計	49,382 件	49,382 件

(注) 立入検査等については事業所数、受給権者等に関する調査等については受給権者及び被保険者数を掲載している。

平成 24 年度から平成 28 年度までの認可状況

区分	立入検査等		受給権者等に関する調査等	
	申請件数	認可件数	申請件数	認可件数
平成 24 年度	28,248 件	28,248 件	3 件	3 件
平成 25 年度	36,680 件	36,680 件	0 件	0 件
平成 26 年度	40,298 件	40,298 件	1 件	1 件
平成 27 年度	46,201 件	46,201 件	18 件	18 件
平成 28 年度	49,370 件	49,370 件	12 件	12 件

(注) 立入検査等については事業所数、受給権者等に関する調査等については受給権者及び被保険者数を掲載している。



(注) 立入検査等の事業所数、受給権者等に関する調査等の受給権者及び被保険者数の合計を掲載している。

6 日本年金機構が行った立入検査等（受給権者等の調査を含む）に係る調査結果報告

(1) 概要

日本年金機構は認可を受けた立入検査等に係る調査結果について、地方厚生局に対し、報告しなければならないと定められています。このため、東北厚生局では、日本年金機構東北地域部から提出される調査結果報告について、認可有効期限内に立入検査等を実施しているか、認可申請時とは異なる理由で調査を実施していないか等を確認しています。

(2) 根拠規定

[立入検査等]

平成 26 年 2 月 14 日付年管発 0214 第 2 号「日本年金機構が行う立入検査等の認可処理要領の改正について」

[受給権者等]

平成 22 年 5 月 20 日付年発 0520 第 1 号「厚生年金保険法及び国民年金法に規定する受給権者及び被保険者に関する調査等の認可事務の取扱いについて」

(3) 実績

立入検査等（受給権者等の調査を含む）に係る調査結果
（詳細は参考資料 3（4）参照）

平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月の報告件数

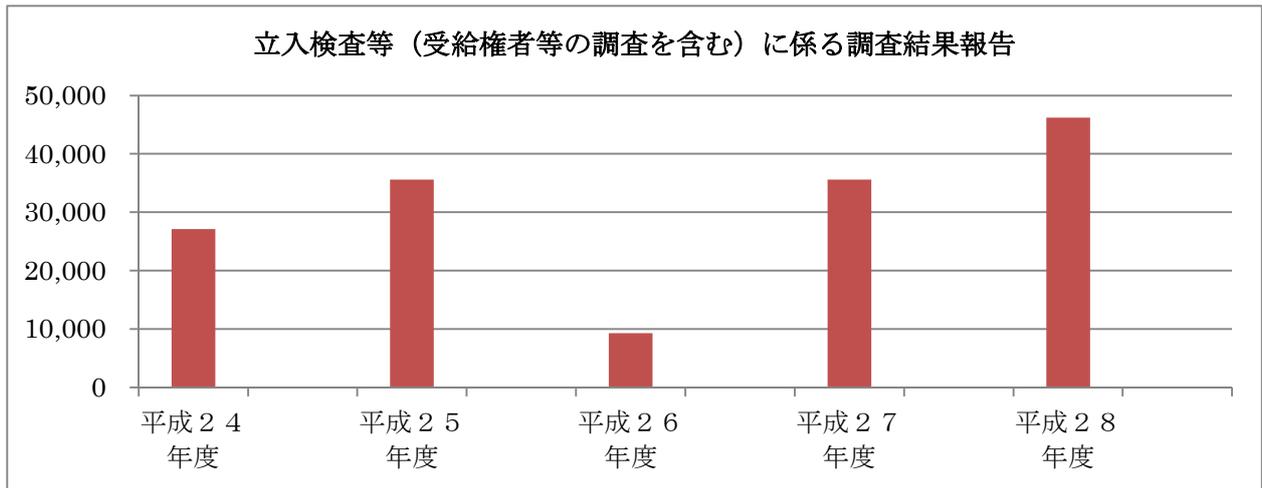
認可事由	報告件数
立 入 検 査 等	46,197 件
受給権者等に関する調査等	12 件
計	46,209 件

(注) 立入検査等については事業所数、受給権者等に関する調査等については受給権者及び被保険者数を掲載している。

平成 24 年度から平成 28 年度までの報告件数

報告分	報告件数	
	立入検査等	受給権者等
平成 24 年度	27,146 件	3 件
平成 25 年度	35,576 件	0 件
平成 26 年度	9,303 件	1 件
平成 27 年度	40,300 件	18 件
平成 28 年度	46,197 件	12 件

(注) 立入検査等については事業所数、受給権者等に関する調査等については受給権者及び被保険者数を掲載している。



(注 1) 立入検査等の事業所数、受給権者等に関する調査等の受給権者及び被保険者数の合計を掲載している。

(注 2) 平成 26 年 4 月認可分より立入検査等の認可有効期間が 6 ヶ月から 1 年へ延長されたことから、平成 26 年度においては、平成 26 年 11 月～平成 27 年 3 月の間は立入検査等の調査結果報告が提出されていない。

7 社会保険労務士に関する業務

(1) 概要

厚生労働大臣が所掌する社会保険労務士法に関する業務のうち、社会保険諸法令に関するものは地方厚生局長に委任されており、その業務は次のとおりです。（労働諸法令に関するものは、都道府県労働局長に委任されています。）

- ① 開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する業務報告の徴収及び立入検査
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会からの通知の受理
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- ④ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- ⑤ 社会保険労務士会が社会保険労務士に対して注意勧告を行った場合の報告
- ⑥ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- ⑦ 全国社会保険労務士会が実施している社会保険労務士試験への協力

(2) 根拠法令

- ① 社会保険労務士法 第 10 条の 2、第 24 条、第 25 条の 3 の 2、第 25 条の 4、第 25 条の 47、第 25 条の 49、第 30 条
- ② 社会保険労務士法施行規則 第 22 条の 2、第 34 条

(3) 実績

平成 28 年度における案件はありません。（県別会員数は参考資料 3（5）参照）

8 年金委員の委嘱・解嘱に関する業務

(1) 概要

年金委員は日本年金機構法に基づき、厚生年金保険の適用事業所の事業主の推薦（以下、「職域型」という。）または市町村長等の推薦（以下、「地域型」という。）によって、厚生労働大臣が委嘱します。

地方厚生局は、日本年金機構地域代表年金事務所（仙台東年金事務所）から提出される年金委員の委嘱等に関する手続、委員名簿の管理や日本年金機構地域代表年金事務所（仙台東年金事務所）への指示・伝達等の業務を実施しています。

(2) 根拠法令等

- ① 日本年金機構法第 30 条
- ② 日本年金機構の業務運営に関する省令第 4 条、第 13 条

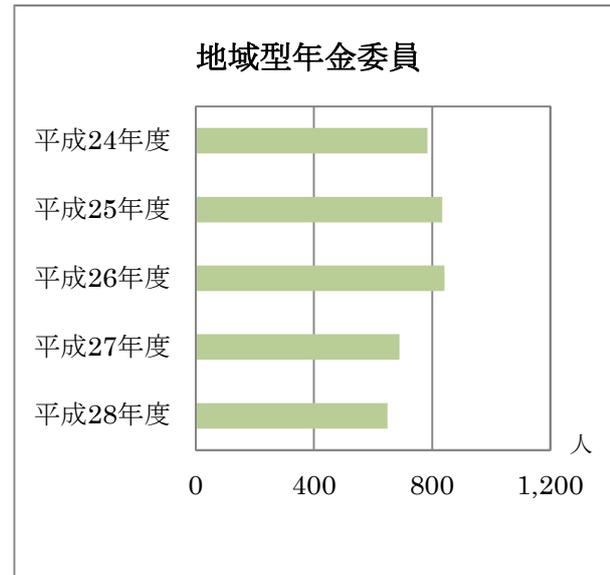
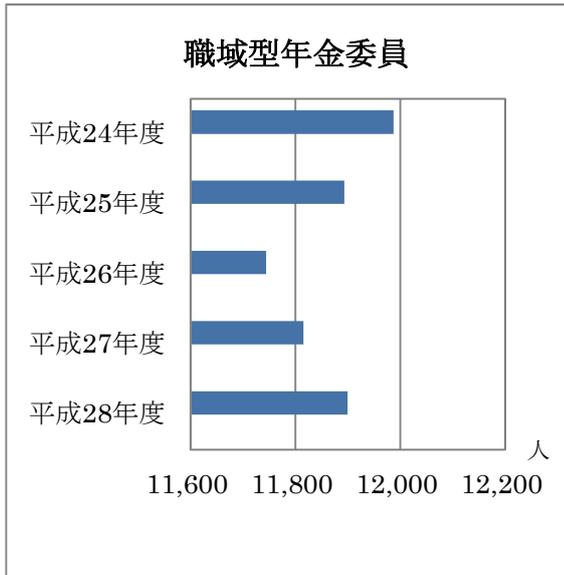
(3) 実績

- ・東北管内の年金委員（平成 29 年 3 月 31 日現在）（県別委員数は資料編 3（6）参照）

区 分	年金委員数
職 域 型	11,899 人
地 域 型	649 人
計	12,548 人

- ・東北管内の年金委員数年度別推移

区 分	職域型	地域型	計
平成 24 年度	11,987 人	784 人	12,771 人
平成 25 年度	11,893 人	834 人	12,727 人
平成 26 年度	11,744 人	842 人	12,586 人
平成 27 年度	11,815 人	689 人	12,504 人
平成 28 年度	11,899 人	649 人	12,548 人



9 年金委員功労者厚生労働大臣表彰

(1) 概要

年金委員として、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した者に対して、その功績を称え労苦に報いること、及び政府管掌年金事業の一層の推進を図るため、厚生労働大臣が表彰状を授与するものです。

(2) 根拠法令等

① 年金委員功労者厚生労働大臣表彰の実施について

(平成 25 年 6 月 28 日付け年発 0628 第 2 号厚生労働省年金局長通知)

(3) 実績

平成 28 年度東北管内の受賞者数（県別委員数は参考資料 3（7）参照）

東北管内	人数
6 県	9 人

10 国民年金等事務費交付金に関する業務

(1) 概要

市町村が行う基礎年金、福祉年金及び特別障害給付金に係る事務は、市町村が法律によって定められている事務（以下、「法定受託事務」という。）と、法律に定めがないものの公的年金制度の円滑な実施のために厚生労働省、日本年金機構及び市町村が協力して実施する事務（以下、「協力・連携事務」という。）に分けられます。

国民年金等事務費交付金は、これらの事務に要した費用を市町村へ交付するものであり、市町村から、地方厚生局を経由して厚生労働大臣に交付申請することとされています。

(2) 根拠法令等

- ① 国民年金法 第 86 条、第 109 条の 9
- ② 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令 第 1 条、第 2 条
- ③ 国民年金の事務費交付金の算定に関する省令 第 1 条、第 2 条
- ④ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 第 20 条
- ⑤ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令
- ⑥ 国民年金等事務費交付金等交付要綱

(3) 実績

平成 28 年度交付額（県別一覧は参考資料 3（8）参照）

- ① 法定受託事務（基礎年金・福祉年金・特別障害給付金）（平成 29 年 3 月 31 日現在）

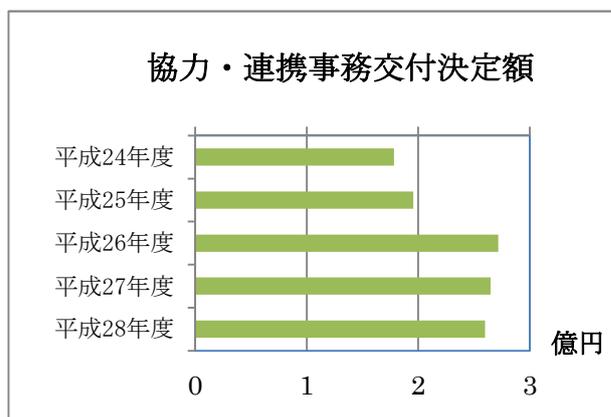
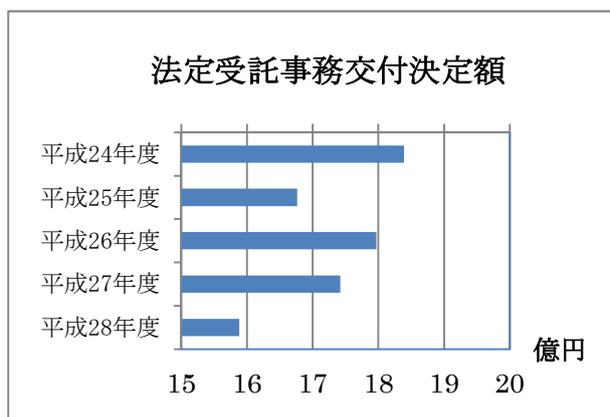
市町村数	交付決定額	内 訳	
		概算交付額	精算交付額
227	15 億 8,838 万円	9 億 6,636 万円	6 億 2,202 万円

(注) 金額は一万円未満を切り捨てた数値である。

- ② 協力・連携事務(平成 29 年 3 月 31 日現在)

市町村数	交付決定額	内 訳	
		概算交付額	精算交付額
227	2 億 5,984 万円	1 億 579 万円	1 億 5,405 万円

(注) 金額は一万円未満を切り捨てた数値である。



11 学生納付特例事務法人の指定等に関する業務

(1) 概要

学生納付特例事務法人は、大学や専門学校等が学生・生徒である国民年金第1号被保険者の委託を受けて、保険料の学生納付特例申請に関する事務を代行するもので、厚生労働大臣の指定等が必要です。

地方厚生局は、学生納付特例事務法人の指定の決定、教育施設の確認、取消等の業務を実施しています。

(2) 根拠法令

- ① 国民年金法第109条の2の2、第109条の9
- ② 国民年金法施行規則第83条の4

(3) 実績

平成28年度は、4校の事務法人の指定を行っています。

(4) 東北管内の学生納付特例事務取扱教育施設数及び学生納付特例事務法人数 (詳細は参考資料3(9)参照)

(平成29年3月31日現在)

指定・確認学校数	教育施設	事務法人	合計
施設・法人数	11施設	29法人	
学 校 数	11校	40校	51校

12 保険料納付確認団体の指定等に関する業務

(1) 概要

保険料納付確認団体は、同種同業者の団体が厚生労働大臣の指定を受け、この団体を通して、会員である国民年金第1号被保険者が、自分の保険料納付状況を定期的に確認する仕組みです。

地方厚生局は、団体の指定のほか、不適切な事務処理があった場合の改善命令や指定の取り消し等の業務を実施しています。

(2) 根拠法令

- ① 国民年金法第109条の3、第109条の9
- ② 国民年金法施行規則第83条の6

(3) 実績

平成28年度は、新たに指定等を行った団体はありません。

(4) 東北管内の保険料納付確認団体数(平成29年3月31日現在) 3団体(詳細は参考資料3(10)参照)

IV 年金審査課

年金審査課は、総務省の年金記録確認第三者委員会が行っていた年金記録の訂正について、平成26年6月の法律改正により厚生労働省の業務になったことに伴い、平成27年4月に設置され、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する年金記録の訂正の請求・調査事務、東北地方年金記録訂正審議会会の庶務に関する業務を行っています。

1 年金記録の訂正請求に関する業務

(1) 概要

- ① 日本年金機構年金事務所は、請求者から年金記録の訂正請求書を受取り、管轄の日本年金機構事務センターに提出
- ② 日本年金機構事務センターは、日本年金機構年金事務所から提出された訂正請求書を取りまとめ年金審査課に提出
- ③ 年金審査課は、提出された訂正請求書の事案を調査後、東北厚生局長名で東北地方年金記録訂正審議会会長に諮問
- ④ 東北地方年金記録訂正審議会会長は、各部会で審議し、東北厚生局長あて答申
- ⑤ 東北厚生局長は、東北地方年金記録訂正審議会会長から答申を受け、請求者あて訂正または不訂正の決定を通知
- ⑥ 請求者は、決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づき厚生労働大臣あて審査請求、または東北厚生局長の決定の取消しを求めて裁判所に訴訟の提起をすることができる

(2) 根拠法令等

- ① 国民年金法第14条の2、第14条の3、第14条の4
- ② 厚生年金保険法第28条の2、第28条の3、第28条の4
- ③ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条
- ④ 国民年金法施行令第11条の12の2
- ⑤ 厚生年金保険法施行令第4条の4の2
- ⑥ 国民年金法施行規則第15条の2、第15条の3
- ⑦ 厚生年金保険法施行規則第11条の2、第11条の3
- ⑧ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則第1条、第1条の2

(3) 実績

年金記録訂正請求書の受付・処理状況

	平成27年度	平成28年度
受付件数	(33) 415	422
決定件数	366	447
翌年度繰越件数	49	24

※ () 内は、総務省からの切替件数分再掲

受付件数には年金審査課における取下及び日本年金機構での処理を含む。

2 東北地方年金記録訂正審議会の庶務

(1) 概要

東北地方年金記録訂正審議会は厚生労働省組織令 153 条の 2 第 1 項に基づき東北厚生局に設置された機関です。審議会における会議は、審議会の運営等に関する重要事項を審議する「総会」と、個別の訂正請求事案の調査審議にあたる「部会」で行います。地方年金記録訂正審議会規則第 3 条に基づき任命された有識者の審議会委員が 4 つの部会を構成し、中立的な立場で年金記録の訂正の可否を審議しています。年金審査課は会議の運営に係る庶務を行っています。

(2) 実績

① 総会

東北地方年金記録訂正審議会の総会を平成 28 年 4 月 18 日に開催し、以下の議題について審議を行いました。

議 題	1. 会長の選任について 2. 会長代行並びに部会に属すべき委員及び部会長の指名について 3. 平成 27 年度年金記録訂正請求の状況について
-----	---

② 部会

東北地方年金記録訂正審議会運営規則第 2 条に基づき招集された 4 つの部会で年金記録の訂正の可否を審議し、東北地方年金記録訂正審議会会長から東北厚生局長に答申されました。平成 28 年度の各部会の開催回数及び審議件数は、以下のとおりです。

部会開催回数

	平成 27 年度	平成 28 年度
第 1 部会	17	15
第 2 部会	15	15
第 3 部会	17	12
第 4 部会	9	10
合 計	58	52

部会審議件数

	平成 27 年度	平成 28 年度
第 1 部会	49	44
第 2 部会	38	38
第 3 部会	40	27
第 4 部会	21	20
合 計	148	124

V 健康福祉課

健康福祉課は、地域の皆様が安心して暮らすための健康福祉サービスが提供されるよう、補助金の交付等を通じて生活環境や社会福祉基盤の整備に取り組んでいます。また、栄養士、介護福祉士等の資格取得を目指す方を養成する施設の指定及び指導監督業務を行っています。

1 感染症法に基づく病原体等の管理等に関する業務

(1) 概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、生物テロに使用される恐れのある病原体及び毒素（以下病原体等）については、病原性や国民への生命及び健康に与える影響等に応じて一種から四種に分類され、病原体等の所持等に係る基準を設けています。

東北厚生局では、管内の三種病原体等の所持者からの届出業務及び三種病原体等所持施設への立入検査による基準の遵守状況の確認業務を行っています。

(2) 実績

(単位：件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
三種病原体等所持届出書の受理	0	1	0	0	0
三種病原体等所持届出変更届出書の受理	3	10	6	3	1
三種病原体等輸入届出書の受理	0	0	0	0	0
立入検査（定期検査）	1	4	5	1	2
立入検査（特別検査）	0	0	0	0	0

2 児童扶養手当支給事務に関する都道府県及び市町村の指導（技術的助言）に関する業務

(1) 概要

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当は、母子家庭の生活の安定と自立を促進するため設けられた制度であり、児童扶養手当支給事務は、都道府県及び市区町村が行っています。

東北厚生局では、都道府県及び市町村に対し、児童扶養手当制度の円滑な実施を図ることを目的に、児童扶養手当支給事務に関する指導（技術的助言）を行っています。

(2) 実績

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
指導自治体数	6	8	12	11	11

3 民生委員・児童委員の委・解嘱及び表彰業務

(1) 概要

民生委員は、民生委員法の規定により、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱し、福祉事務所等関係行政機関に対する協力事務等を行っている民間の奉仕者です。住民の福祉の増進に努めることを任務とし、要保護者の保護指導、地域住民の生活状況の把握、福祉施設の業務への協力などを行っています。

児童委員は、児童福祉法の規定により民生委員をもって充てられています。児童及び妊産婦の福祉の増進に努めることを任務とし、児童および妊産婦の保護・保健などに関する援助・指導を行い、児童福祉司や社会福祉主事の職務への協力などを行っています。

また、主任児童委員は、児童委員のうちから厚生労働大臣によって指名され、児童委員の職務について関係機関と児童委員との連絡調整並びに児童委員の活動に対する援助及び協力を行っています。

東北厚生局では、管内の民生委員・児童委員の委嘱及び解嘱、主任児童委員の指名並びに表彰に関する業務を行っています。

(2) 実績

(単位:名)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
民生委員児童委員委嘱	463	20,507	435	419	20,470
民生委員児童委員解嘱	457	272	334	413	223
主任児童委員指名	0	2,069	43	52	2,055
主任児童委員指名解除	2	23	41	33	18
感謝状の授与	189	5,074	125	165	4,778
厚生労働大臣表彰	30	33	31	29	30
厚生労働大臣特別表彰	21	611	13	20	636

(単位:団体)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
厚生労働大臣表彰 団体	5	5	4	5	4

(3) 民生委員・児童委員委嘱者数 (平成29年3月31日現在)

都道府県名	委嘱数 (単位:名)	
		うち主任児童委員
青森県	2,168	181
岩手県	3,109	299
宮城県	2,927	230
秋田県	2,598	240
山形県	2,856	272
福島県	3,464	329
仙台市	1,530	124
青森市	621	59
八戸市	489	41
盛岡市	586	56
秋田市	691	73
郡山市	614	68
いわき市	659	68
合計	22,312	2,040

4 生活保護の医療扶助の適正実施に関する指導監査に関する業務

(1) 概要

生活保護法施行事務監査(医療扶助の適正化)は、都道府県、指定都市及び中核市に対して、①自立支援医療の適用状況に関する事、②向精神薬重複処方の方の改善状況に関する事、③指定医療機関に対する指導等の実施状況に関する事を中心として実施しています。

東北厚生局では、管内の県、政令指定都市及び中核市に対し指導監査を行っています。

(2) 実績

平成28年度は、東北管内6県、1政令指定都市及び5中核市に対し指導監査を実施しました。

5 生活保護法指定医療機関に対する指導に関する業務

(1) 概要

生活保護法の改正により、これまで都道府県知事が行っていた指定医療機関に対する指導について、厚生労働大臣においても実施することが可能となりました。また、生活保護の医療扶助運営要領が改正され、国(地方厚生局)と地方自治体による共同指導の実施が盛り込まれました。

東北厚生局では、生活保護法に規定する指定医療機関に対し、国(地方厚生局)と地方自治体による共同指導を実施しています。

(2) 実績等

平成28年度は山形県と共同で1指定医療機関に対する指導を実施しました。

6 保護施設に対する指導監査に関する業務

(1) 概要

生活保護は、生活保護法に基づき生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

その方法には、日常生活の需要を満たすための生活扶助をはじめとする居宅保護や、身体上又は精神上著しい障害があるため、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とした救護施設をはじめとする施設保護があります。

保護施設に対する指導監査は、生活保護法の規定に基づき、保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として行っています。

東北厚生局では、都道府県、指定都市又は中核市が設置した保護施設に対し、概ね3年に1回実地による監査を実施しています。

(2) 対象となる保護施設数（平成29年3月31日現在）

3施設

(3) 実績

(単位：件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
保護施設に対する指導監査	0	1	0	1	0

7 生活保護法に基づく指定医療機関・指定介護機関の指定、監督に関する業務

(1) 概要

各種医療の指定医療機関は、公費負担医療を担当させるため各法律の規定に基づき、病院、診療所、薬局等の開設者の同意を得て指定します。指定医療機関は、各法律及び医療担当規定等に定められるところにより医療を担当します。

東北厚生局では、管内に所在する生活保護法に基づく指定医療機関・指定介護機関（国が開設するものに限る）の指定、廃止・辞退の受理、変更届受理、指定の取消に関する業務を行っています。

(2) 実績

(単位：件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
指定申請	0	0	16	13	0
指定更新			0	2	3
変更、廃止等届出の受理	0	2	7	2	25
辞退の申出の受理	0	0	0	0	0
指定の取消	0	0	0	0	1

※ 指定更新は平成26年度から実施

8 各種養成施設の指定及び監督等に関する業務

東北厚生局では、管内の養成施設等について、申請に基づく指定の事務、変更の承認等の事務を行うとともに、指定基準に係る関係法令等の遵守状況を実地に確認する指導調査をはじめ、養成施設等に対する指導監督等の業務を行っています。

(1) あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師養成施設

ア 資格の概要

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等に関する法律に基づく資格であり、医師又はそれぞれの免許を受けた者でなければ、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としてはならないとされています。

イ 実績

(単位：件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
① 新規認定	0	0	0	0	0
② 変更承認	1	2	4	0	1
③ 届出受理	2	2	1	0	1
④ 認定取消	0	1	0	0	0
⑤ 実地調査	1	0	0	0	1

(2) 栄養士養成施設

ア 資格の概要

栄養士とは、栄養士法に基づく資格であり、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者のことです。

イ 実績

(単位：件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
① 新規指定	1	1	2	0	0
② 変更承認	2	3	3	3	2
③ 届出受理	1	3	1	0	4
④ 指定取消	0	0	0	1	0
⑤ 実地調査	1	6	2	1	4

(3) 管理栄養士養成施設

ア 資格の概要

管理栄養士とは、栄養士法に基づく資格であり、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者のことです。

イ 実績

(単位：件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
① 新規指定	0	1	1	0	0
② 変更承認	0	2	3	1	1
③ 届出受理	1	1	1	2	2
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	1	1	1	1	0

(4) 介護福祉士養成施設等

ア 資格の概要

介護福祉士とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づく資格であり、同法第 42 条第 1 項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し心身の状況に応じた介護を行い、その者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者のことです。

イ 実績

(介護福祉士養成施設等) 福祉系高等学校等含む

(単位：件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
① 新規指定	2	1	2	0	0
② 変更承認	1	2	4	3	1
③ 変更届出	63	48	76	40	41
④ 指定取消	1	4	2	1	1
⑤ 実地調査	4	4	2	4	5

(実務者研修)

(単位：件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
① 新規指定	5	10	16	0	1
② 変更承認	0	2	2	0	0
③ 変更届出	1	1	18	0	1

9 社会福祉に関する科目を定める省令第 4 条に規定する実習演習科目の確認に関する業務

(1) 概要

社会福祉士及び介護福祉士法では、社会福祉に関する科目又は基礎科目を修了し、社会福祉士又は介護福祉士の試験を受験しようとする者について、当該受験者の利便性に配慮し、その修了した科目が基準を満たしているかどうかを個別に審査する手続きを省略できるよう、実習演習科目について、文部科学大臣及び厚生労働大臣による事前の確認を受けることができるようになっていきます。

実習演習科目の確認を受けようとする者は、文部科学省及び厚生労働大臣に申請をすることになっており、東北厚生局では、当該実習科目の確認を行っています。

(2) 実績

(単位：件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
① 実習演習科目の確認	0	0	0	2	0
② 変更届	31	40	38	30	46
③ 確認の取消	0	1	0	0	0

10 各種講習会に関する事務

東北厚生局では、管内の社会福祉士及び介護福祉士養成施設等から届け出される各種講習会の実施届書、変更届書、実施報告書等の受理を行っています。

(1) 介護技術講習等に係る実施の届出等の受理

① 概要

介護技術講習会を実施する場合は、実施届を提出し、各講習会終了後には実施報告書を提出することになっています。

東北厚生局では、管内の介護福祉士学校から提出される介護技術講習会の実施届、変更届、実施報告書及び修了者名簿等の受理を行っています。

② 実績

平成 28 年度の介護技術講習会実施届等受理の実績はありません。

(2) 社会福祉士実習演習担当教員講習会等の実施届の受理

① 概要

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学における専任教員等は、厚生労働大臣が定める基準を満たす教員講習会の受講が必要な場合があります。

また、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高校又は福祉系大学における実習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす実習指導者講習会の受講が必要な場合があります。

講習会を実施する者は、厚生労働大臣に届け出ることになっています。

東北厚生局では、当該講習会の実施届出等の受理を行っています。

② 実績等

平成 28 年度は社会福祉士実習指導者講習会実施届を 1 件受理しています。

(3) 実務者研修教員講習会の実施届等の受理

① 概要

介護福祉士実務者養成施設において、教務に関する主任者となる教員及び介護課程Ⅲを教授する教員は、厚生労働大臣が定める基準を満たす教員講習会の修了が必要な場合があります。講習会を実施する者は、厚生労働大臣に届け出ることになっています。

東北厚生局では、当該講習会の実施届出等の受理業務を行っています。

② 実績

平成 28 年度は、実務者研修教員講習会実施届を 13 件受理しています。

(4) 医療的ケア教員講習会の実施届等の受理

① 概要

介護福祉士養成施設（実務者養成施設含む）において、医療的ケアを教授する教員は、厚生労働大臣が定める基準を満たす教員講習会の修了が必要な場合があります。講習会を実施する者は、厚生労働大臣に届け出ることであります。

東北厚生局では、当該講習会の実施届出等の受理を行っています。

② 実績

平成 28 年度は、医療的ケア教員講習会実施届を 25 件受理しています。

(5) その他

実務者研修認定研修の実施届出書について受理し、その実施予定をホームページ上で公表しています。

平成 28 年度の実績はありません。

11 障害者自立支援指導に関する業務

(1) 概要

障害者自立支援制度の円滑かつ適正な実施を図る観点から、管内の自治体等に対して、県が行う障害福祉サービス事業者等の指定事務及び指導監査事務等に関する指導助言を行うとともに、県の指導状況を確認するため市町村において実地検証を行っています。

(2) 実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実地指導（県）	0	1	3	2	1
実地検証（市）	0	1	3	2	1

12 各地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務

東北厚生局では、次の補助金等について、交付決定等の執行業務を行っています。

(1) 結核医療費国庫負担金

① 補助先

都道府県・指定都市・中核市

② 事業の内容

都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う入院の勧告又は入院の措置を実施した患者（結核患者に限る）に対する医療に要する費用の一部を負担

(2) 結核医療費国庫補助金

① 補助先

都道府県・指定都市・中核市

② 事業の内容

都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う結核患者に対する医療に要する費用等の一部を補助

(3) 原爆被爆者健康診断費交付金

① 補助先

都道府県・広島市・長崎市

② 事業の内容

都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する費用並びに被爆者健康手帳の交付に要する費用の交付

(4) 原爆被爆者手当交付金

① 補助先

都道府県・広島市・長崎市

② 事業の内容

都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給に要する費用並びに事務の処理に要する費用の交付

(5) 原爆被爆者葬祭料交付金

① 補助先

都道府県・広島市・長崎市

② 事業の内容

都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する費用並びに事務の処理に要する費用の交付

(6) 児童扶養手当給付費国庫負担金

① 補助先

都道府県・市・福祉事務所設置町村

② 事業の内容

都道府県市等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担

(7) 児童入所施設措置費等国庫負担金

① 補助先

都道府県・市・福祉事務所設置町村

② 事業の内容

都道府県、指定都市等が行う児童等の施設入所、委託、保護、養育につき、児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用の一部を負担

(8) 特別児童扶養手当事務取扱交付金

① 補助先

都道府県・市町村

② 事業の内容

特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費への交付

(9) 特別障害者手当等給付費国庫負担金

① 補助先

都道府県・市・福祉事務所設置町村

② 事業の内容

特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の支給に要する費用の一部を負担

(10) 一時保護所保護費負担金

① 補助先

都道府県

② 事業の内容

都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に対する費用の一部を負担

(11) 婦人相談所運営費負担金

① 補助先

都道府県

② 事業の内容

都道府県が行う婦人相談所の運営に対する費用の一部を負担

(12) 婦人保護施設運営費補助金

① 補助先

都道府県

② 事業の内容

要保護女子等を婦人保護施設で収容保護するために要する費用の一部を補助

(13) 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金

① 補助先

都道府県、指定都市、中核市、市町村、非営利法人

② 事業の内容

農村検診センター、特定感染症指定医療機関等の施設及び設備の整備に要する費用の一部を補助

(14) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

① 補助先

都道府県・指定都市・中核市

② 事業の内容

社会福祉法人等が整備する社会福祉施設の施設整備に要する費用に対して都道府県・指定都市・中核市が行う補助の一部を補助

(15) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

① 交付先

市町村

② 事業の内容

市町村整備計画に基づく事業の実施に要する経費への交付（施設整備に関する交付）

(16) 地域介護・福祉空間整備推進交付金

① 交付先

市町村

② 事業の内容

市町村整備計画に基づく事業の実施に要する経費への交付（設備整備に対する交付）

(17) 次世代育成支援対策施設整備交付金

① 交付先

都道府県・指定都市・中核市・市町村

② 事業の内容

次世代育成支援対策を推進するため、地方公共団体が策定する整備計画に基づいて実施される児童福祉施設等に関する施設整備事業への交付

(18) 保育所等整備交付金・・・平成27年度創設

① 補助先

指定都市・中核市・市町村

② 事業の内容

保育所等及び保育所機能部分の新設、修理、改造又は整備に要する経費への交付

(19) 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

① 補助先

都道府県・指定都市・中核市

② 事業の内容

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象により被害を受けた保健衛生施設等の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助

(20) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

① 補助先

都道府県・指定都市・中核市

② 事業の内容

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象により被害を受けた社会福祉施設等の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助

なお、補助金等の確定額等については、次のとおりです。

補助金等名	平成 27 年度 確定額	平成 28 年度 変更交付決定額
結核医療費国庫負担金	116,444,097	128,709,224
結核医療費国庫補助金	8,499,234	9,791,580
原爆被爆者健康診断費交付金	5,163,350	7,909,517
原爆被爆者手当交付金	168,507,236	167,379,892
原爆被爆者葬祭料交付金	8,244,078	6,382,943
児童扶養手当給付費国庫負担金	13,019,940,464	12,934,624,519
児童入所施設措置費等国庫負担金 (児童保護費負担金)	6,045,029,625	6,224,685,556
児童入所施設措置費等国庫負担金 (児童保護医療費負担金)	128,473,238	127,938,526
特別児童扶養手当事務取扱交付金	85,327,652	87,360,248
特別障害者手当等給付費国庫負担金	3,131,105,445	3,141,543,376
一時保護所保護費負担金	84,741,777	93,000,940
婦人相談所運営費負担金	1,016,158	1,421,326
婦人保護施設運営費補助金	102,470,977	102,026,198
保健衛生施設等施設・設備整備費補助金	212,947,000	221,415,000
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	1,234,410,000	1,272,993,000
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	311,843,000	421,486,000
地域介護・福祉空間整備推進交付金	47,114,000	455,429,000
次世代育成支援対策施設整備交付金	277,291,000	398,194,000
保育所等整備交付金	2,375,855,000	4,209,689,000
保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金	162,504,000	51,094,000
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	2,006,151,000	2,742,036,000

13 各地方厚生局に委任された災害復旧費に関する事務

(1) 概要

厚生労働省が所管する施設の災害復旧費については、保健衛生施設等及び社会福祉施設等に関する一部の事務が本省から地方厚生局に委任されています。

(2) 実績

平成 28 年度は、被災 3 県 1 市との実務打合せを行うなど、災害査定を円滑に進め、迅速な対応を行いました。

その結果、下表のとおり、移転新築など計 22 件の調査(査定)を実施し、調査決定額は 4,094 百万円となりました。

平成 28 年度調査(査定)実施分 自治体別・施設種類別内訳 (単位：件、千円)

	児童関係施設		障害者関係施設		高齢者関係施設		保健衛生施設等		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
岩手県	5	91,709	1	33,627	2	501,612	2	554,542	10	1,181,490
宮城県	3	319,388	0	0	3	1,439,884	0	0	6	1,759,272
福島県	0	0	0	0	4	1,005,907	1	1,998	5	1,007,905
いわき市	1	145,684	0	0	0	0	0	0	1	145,684
計	9	556,781	1	33,627	9	2,947,403	3	556,540	22	4,094,351

14 補助金等により取得した財産の処分に関する業務

(1) 概要

補助事業者等が、補助金等の交付を受けて取得した財産を、補助金等の交付の目的に反して処分（目的外の使用、譲渡、交換、貸し付け、担保提供及び取り壊し）するに当たっては、あらかじめ各省各庁の長の承認を受ける必要があります。

東北厚生局では、厚生労働省所管一般会計補助金等のうち、社会福祉施設及び保健衛生施設等に係る財産処分について、補助事業者等から提出される財産処分承認申請の承認を行っています。また、承認した財産処分が完了した際の報告書を受理しています。

(2) 実績

① 社会福祉施設等

ア 承認事項

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
処 分 の 種 類	転 用	2	4	7	7	1
	無償譲渡	0	0	3	0	12
	有償譲渡	1	3	0	1	2
	交 換	0	0	0	0	0
	無償貸付	0	0	0	0	1
	有償貸付	1	0	0	0	0
	取り壊し	9	10	4	6	3
	廃 棄	0	0	0	4	0
	抵 当 権	0	2	1	9	3
	合 計 (国庫納付有り)	13 (3)	19 (4)	15 (6)	27 (4)	22 (5)

イ 包括承認事項

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
処 分 の 種 類	転 用	10	17	7	27	41
	無償譲渡	9	22	14	14	10
	有償譲渡	0	0	0	0	0
	交 換	0	0	0	0	0
	無償貸付	4	0	3	14	4
	有償貸付	0	0	0	0	0
	取り壊し	19	15	3	9	3
	廃 棄	0	0	0	0	0
	抵 当 権	0	0	3	0	0
	合 計	42	54	30	64	58

② 保健衛生施設等

ア 承認事項

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
処 分 の 種 類	転 用	0	3	0	0	0
	無償譲渡	1	0	0	0	0
	有償譲渡	0	0	1	2	0
	交 換	0	0	0	0	0
	無償貸付	0	0	0	0	0
	有償貸付	0	0	0	0	0
	取り壊し	3	2	1	0	0
	廃 棄	0	0	0	0	0
	抵 当 権	0	0	0	0	1
	合 計	4	5	2	2	1
(国庫納付有り)	(0)	(0)	(1)	(2)	(0)	

イ 包括承認事項

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
処 分 の 種 類	転 用	4	3	3	7	3
	無償譲渡	0	0	0	0	0
	有償譲渡	0	0	0	0	0
	交 換	0	0	0	0	0
	無償貸付	2	0	0	0	0
	有償貸付	0	0	0	0	0
	取り壊し	0	5	2	0	0
	廃 棄	0	0	0	0	0
	抵 当 権	0	0	0	0	0
	合 計	6	8	5	7	3

VI 医事課

医事課は、感染症などの健康危機管理のほか、より安全で質の高い医療を提供するための業務を行っています。医療安全に関する普及や啓発、医師及び歯科医師の臨床研修に関する業務、心神喪失者等医療観察法に基づく諸手続に関する業務、再生医療等安全性確保法に関する業務、看護師の特定行為研修に関する業務などを実施しています。

1 医師の臨床研修に関する業務

(1) 概要

平成12年の医師法改正により、診療に従事しようとするすべての医師に2年間の臨床研修が義務付けられ、平成16年度から施行されています。また、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令において臨床研修病院の指定基準等が定められており、東北厚生局では、医師臨床研修病院の指定申請等に係る業務のほか、東北管内の臨床研修病院における臨床研修の質的向上に向けた取組みを行っています。

(2) 実績

・指定申請等に係る業務

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
臨床研修病院（基幹型）	83	86	85	86	86
新規申請（件）	5	2	0	3	2
研修プログラム変更届（件）	32	38	41	39	29
臨床研修修了登録申請（件）	470	459	452	493	507
臨床研修指定病院 実地調査（施設）	10	16	20	18	18

2 歯科医師の臨床研修に関する業務

(1) 概要

平成12年の歯科医師法改正により、診療に従事しようとするすべての歯科医師に1年間の臨床研修が義務付けられ、平成18年度から施行されています。また、歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令において歯科医師臨床研修施設の指定基準等が定められており、東北厚生局では、歯科医師臨床研修施設の指定申請等に係る業務のほか、東北管内の歯科医師臨床研修施設における臨床研修の質的向上に向けた取組みを行っています。

(2) 実績

・指定申請等に係る業務

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
臨床研修施設（単独型・管理型）	16	16	16	18	18
新規申請（件）	9	8	4	9	11
研修プログラム変更届（件）	4	7	4	4	2
臨床研修修了登録申請（件）	169	143	166	118	122
臨床研修指定施設実地調査（施設）	2	2	3	5	3

3 行政処分を受けた医師等に対する再教育に関する業務

(1) 概要

医師法第7条の2において、厚生労働大臣は、行政処分を受けた医師に対して医師としての倫理の保持、医師として具有すべき知識及び技能に関する研修を受けるよう命ずることができると規定されています。歯科医師についても歯科医師法において同様の仕組みとなっています。

行政処分の程度に応じて研修内容が区分されており、東北厚生局では個別研修の事務手続きを行っています。

(2) 実績

・個別研修修了者

(単位：名)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医師	0	0	0	0	1
歯科医師	0	0	0	0	0

4 医療安全に関する取組の普及及び啓発に関する業務

(1) 概要

東北管内における医療機関の管理者等の資質と医療の安全性の向上を図ることを目的として、「医療安全に関するワークショップ」を毎年開催しています。

平成28年度は、情報発信の場として1日開催のセミナーと講義・演習主体のワークショップを開催しました。

(2) 実績

・医療安全ワークショップ

(単位：名)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受講者数	(W) 56	(W) 59	(W) 56 (S) 375	(W) - (S) 377	(W) 55 (S) 278

* (W) はワークショップ、(S) はセミナーの受講者数。

5 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療観察等に関する業務

(1) 概要

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）は、心神喪失等の状態で殺人、放火等の重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続きを定めると共に、継続的かつ適切な医療の提供並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進することを目的としています。

東北厚生局では、医療観察法に基づき、指定入院医療機関及び指定通院医療機関の指定、対象者が医療を受ける指定医療機関の選定並びに入院時の移送業務等を行っています。

(2) 実績

・指定入院医療機関

(単位：件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新規指定	0	0	1	0	0
廃止・辞退の受理	0	0	0	0	0
指定の取消	0	0	0	0	0
入院医療機関の選定	26	17	28	15	10

・指定通院医療機関

(単位：件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新規指定	8	9	13	20	10
廃止・辞退の受理	9	2	17	3	0
指定の取消	0	0	0	0	0
通院医療機関の選定	18	16	16	17	15

6 薬事監視等業務

(1) 概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律により、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可等は厚生労働大臣が与えることとなっており、その権限は同法第81条の4により地方厚生局長に委任されています。東北厚生局では、それらの権限のうち、医薬品の一部（生物学的製剤等）についての製造業の許可等に係る業務を行っています。

また、毒物及び劇物についても、毒物及び劇物取締法に基づき、厚生労働大臣から地方厚生局長に権限が委任され、毒物又は劇物の製造業及び輸入業の登録等に係る業務を行っています。

(2) 実績

・ 医薬品製造業の許可関係業務

(単位：件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
許可申請	0	0	0	0	0
許可更新申請	2	0	0	0	0
管理者承認	0	0	0	1	1
変更届	13	6	4	6	7
廃止届	2	0	0	0	0

・ 毒物又は劇物の製造業及び輸入業の登録関係業務

(単位：件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新規・更新登録申請等	16	12	13	21	21
変更届等	33	38	43	33	17

7 再生医療等安全性確保法に関する業務

(1) 概要

再生医療等の迅速かつ安全な提供を図るため、再生医療等を提供しようとする者が講ずべき措置を明らかにするとともに、特定細胞加工物の製造の許可等の制度等を定めるため、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（再生医療等安全性確保法）が平成26年11月25日に施行されました。

東北厚生局では、再生医療等を提供する機関の提供計画の受付（第二種、第三種）、再生医療等委員会の認定（第三種）及び細胞培養加工施設を設置する機関の許可及び届出に関する業務を行っています。

(2) 実績

・再生医療等安全確保法に係る届出等 (単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
再生医療等提供計画の受付	0	156	20
再生医療等委員会の認定	0	4	0
細胞培養加工施設の許可申請・届出	2	110	8

8 看護師の特定行為研修に関する業務

(1) 概要

在宅医療等の推進を図っていくためには、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書等により一定の診療の補助を行う看護師を養成し確保していく必要があります。そのため、看護師の特定行為研修制度が創設され、平成27年10月1日に施行されました。(保健師助産師看護師法第37条の2)

東北厚生局では、指定申請書、指定研修機関変更届書、変更申請書、指定研修機関取消申請書、年次報告書、特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理等、特定行為研修に関する業務を行っています。

(2) 実績

・特定行為研修に係る業務

	平成27年度	平成28年度
新規申請(件)	3	3
変更届(件)	0	4
変更申請(件)	0	0
実地調査(件)	4	4
特定行為研修修了者(人)	3	38

Ⅶ 食品衛生課

食品衛生課では、食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認・立入調査や登録検査機関の登録・立入検査以外に、輸出水産食品及び食肉の認定施設等への査察、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の監視指導などの業務を実施しています。

1 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認・立入調査業務

(1) 概要

営業者における衛生管理の手法として、HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point：危害分析重要管理点)システムがあります。

このシステムは、食品の安全性について危害を予測し、危害を管理することができる工程を重要管理点として特定し、重点的に管理することにより工程全般を通じて危害の発生を防止し、製品の安全確保を図るという方法です。

総合衛生管理製造過程とは、HACCPシステムによる衛生管理及びその前提となる施設設備の衛生管理等を行うことにより総合的に衛生管理された食品の製造又は加工の工程のことをいいます。

本制度は、営業者の食品の安全確保に向けた自主管理を促す目的で平成7年5月に創設され、総合衛生管理製造過程を経て製造し、又は加工することについて、厚生労働大臣が承認する制度ですが、食品衛生法第11条第1項で製造基準の定められた品目であっても、厚生労働大臣が承認基準に適合することを個別に認めた場合には、基準で定めた以外の方法で食品を製造することが可能です。

なお、承認品目は政令で規定されており、現在は以下の食品が対象となっています。

ア 牛乳、山羊乳、脱脂乳、加工乳

イ クリーム、アイスクリーム、無糖練乳、無糖脱脂練乳、脱脂粉乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料

ウ 清涼飲料水

エ 食肉製品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの。）

オ 魚肉練り製品（魚肉ハム・ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するもの。）

カ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品（食品であって、気密性のある容器包装に入れ、密封した後、加圧加熱殺菌したもの。）

本制度の申請手続き等の手順や承認基準等は「総合衛生管理製造過程承認制度実施要領」の中で明確にされており、営業者から新規申請、更新申請（承認の有効期間は3年間）又は変更の申請（承認内容の一部変更）が行われた際は、各地方厚生局の食品衛生監視員が当該実施要領に基づいて現地調査と書類審査を実施し、承認基準の適合性審査の後に承認します。

また、既に承認済みの施設については必要に応じて立入調査を実施し、本制度の適切な運用状況を確認します。

なお、東北厚生局ではこれら現地調査を実施するにあたって、施設を管轄する都道府県等の食品衛生監視員に同行を依頼し、自治体との連携による効率的・効果的な監視指導を行っています。

(2) 根拠法令等

- ア 食品衛生法第13条、第14条
- イ 食品衛生法施行令第1条、第2条、第3条
- ウ 食品衛生法施行規則第13条～第16条
- エ 「総合衛生管理製造過程承認制度実施要領の改定について」
*平成12年11月6日付け生衛発第1634号（医薬局食品保健部長通知）
→最終改正：平成25年6月26日 食安発0626第1号

(3) 業務実績

東北厚生局では、東北管内にある資料6（1）の38承認施設59品目について、承認品目毎に立入調査を実施し、改善を要する施設には、文書で改善指導しました。

- ア 新規の申請
平成28年度に申請した施設はありませんでした。
- イ 変更の申請
平成28年度に申請した施設はありませんでした。
- ウ 承認対象品目の返上等
平成28年度に返上した施設は、1施設2品目でした。

実績推移（平成24年度～平成28年度）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新規申請	2件	0件	0件	0件	0件
一部承認変更申請	2件	1件	1件	2件	0件
承認更新申請	4件	16件	18件	5件	16件
承認対象品目の返上等	3件	2件	0件	2件	1件
立入調査	42件	32件	19件	16件	16件

(4) 食品品目毎の承認状況（全国比）

平成29年3月31日現在

承認件数	乳	乳製品	食肉製品	魚肉練り製品	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	清涼飲料水	合計
東北	25	13	14	1	2	4	59
全国	211	189	105	24	17	160	706

2 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録・立入業務

(1) 概要

海外から輸入され、又は国内で生産された食品や添加物、器具・容器包装等で、食品衛生法第25条により政令で定めたもの（タール系色素のみ）や食品衛生法第26条により政令で定めた

ものは、厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は食品衛生法第31条に規定する登録検査機関が行う検査を受けて、これに合格しないと営業者は輸入や販売が出来ません。

登録検査機関の行う試験検査の信頼性と公正性を定期的に確認する必要性から、食品衛生法第34条において5年毎の更新を義務付けています。登録の更新を受けることなく所定の期間を経過した場合はその効力が失われることになります。

東北厚生局では、新規登録や登録更新施設を含む全ての登録検査機関に対して年1回以上の立入検査を実施し、試験検査の精度管理及び業務管理の実施状況、帳簿等の適正な記録と保管等、登録要件の遵守状況を把握して業務が適切に行われていることを確認しています。

(2) 根拠法令等

ア 食品衛生法第25条、第26条、第31条～47条

イ 食品衛生法施行令第10条～第12条

ウ 食品衛生法施行規則第38条～第47条

エ 「登録検査機関の登録等について」

＊平成16年2月6日付け食安発第0206001号（食品安全部長通知）

オ 「登録検査機関における製品検査の業務管理について」

＊平成16年3月23日付け食安監発第0323003号（監視安全課長通知）

→最終改正：平成20年7月9日付け食安監発第0709001号

カ 「登録検査機関における食品検査の信頼性確保について」

＊平成16年6月15日付け食安監発第0615002号（監視安全課長通知）

キ 「登録検査機関における業務上の留意事項について」

＊平成20年9月24日付け食安監発第0924004号（監視安全課長通知）

(3) 業務実績

平成28年度における東北6県の登録検査機関は11施設で、東北厚生局ではこれら全ての施設について立入検査を実施し、改善を必要とする事項は文書で通知しました（資料編6（2）参照）。

なお、平成28年度に更新等が行われた施設や変更の申請や届出があった施設は、以下のとおりです。

ア 業務規程の変更認可

1 施設

イ 登録の更新申請に係る通知

平成28年度において、該当はありませんでした。

ウ 新規申請に係る登録及び製品検査の廃止

平成28年度において、該当はありませんでした。

実績推移（平成24年度～平成28年度）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
登録検査機関・ 検査施設数	11 施設				

3 輸出水産食品の認定施設などに対する査察等の業務

米国とEU（欧州連合）では、自国又はEU域内で水産食品を製造・加工する施設とこれらの国へ水産食品を輸出する国の製造・加工施設に対して、HACCPシステムに基づく衛生管理の導入を規則や指令で義務付けています。

また、韓国に輸出される冷凍食用鮮魚介類頭部及び冷凍食用鮮魚介類内臓については、処理施設等の事前登録及び輸出国の関係当局が発行した証明書の添付が求められており、これらの手続き等は平成25年1月7日付け食安発0107第6号「韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正により、同年2月から各地方厚生局で対応することとなりました。

さらに、中国向け輸出水産食品について中国政府から輸出国の食品衛生上の権限を有する行政機関が発行する衛生証明書の添付が求められることとなり、平成25年10月17日付け食安発1017第1号「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」により、平成26年1月1日より各地方厚生局にて衛生証明書の発行業務を行うこととなりました。

(1) 対米輸出水産食品の認定加工施設への査察等

ア 概要

米国では水産食品のHACCPシステム導入に関する連邦規則を定め、平成9年12月から施行しました。

当該規則は米国へ輸出する全ての輸出国の水産食品にも適用されるため、厚生省（当時）は規則の施行時期に併せて「対米輸出水産食品の取扱い要領」を定めました。

本要領では、製造・加工施設におけるHACCPの手法に基づいた衛生管理の実施、都道府県等による施設の認定、対米輸出水産食品の指名食品衛生監視員（厚生労働省が施設を所管する都道府県等の食品衛生監視員から指名）による施設の監視、各地方厚生局による現地査察の実施等が定められています。

東北厚生局では、都道府県等の指名食品衛生監視員とともに現地査察を実施し、製造・加工施設における取扱い要領の遵守状況やHACCPシステムによる衛生管理等について確認しています（資料編6（3）参照）。

イ 根拠通知

- ・「対米輸出水産食品の取扱いについて」

＊平成20年6月16日付け食安発第0616003号（医薬食品局食品安全部長通知）

ウ 業務実績

平成28年度は、認定された以下の3施設について、現地査察を実施しました。

- ①成邦商事(株)（青森県青森市：冷凍ホタテ貝柱）
- ②武輪水産(株)（青森県八戸市：しめ鯖）
- ③(株)中外フーズ（福島県伊達郡梁川町：味付数の子、ほっき、いい蛸等）

なお、新規の認定や取り消しを行った施設はありませんでした。

実績推移（平成24年度～平成28年度）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
認定施設数	4施設	3施設	3施設	3施設	3施設

(2) 対EU輸出水産食品の認定加工施設への査察等

ア 概要

EUへ水産食品を輸出する場合、輸出国の製造加工施設や生産漁船等はEUの定めた認定や登録要件に適合する必要があるがあり、また、輸出毎に食品・動物衛生証明書（以下「衛生証明書」）を添付することが義務付けられています。

そこで、厚生労働省と水産庁はEU側と協議の上で「対EU輸出水産食品の取扱要領」を策定し、当該要領に基づき国が認定・登録した施設のみがEUへ輸出することが可能となっています。

本要領では、漁業従事者を含む関係事業者が遵守すべき水産物の衛生的な取扱いや、HACCPシステムを導入した加工施設の衛生管理以外に、衛生証明書の発行手順、対EU輸出水産食品の指名食品衛生監視員（厚生労働省が施設を所管する都道府県等の食品衛生監視員から指名）による施設の監視、各地方厚生局による現地査察の実施等が定められています。

東北厚生局では、都道府県の指名食品衛生監視員とともに6カ月に1回以上の現地査察を実施し、製造・加工施設における取扱要領の遵守状況やHACCPシステムに基づく衛生管理の状況等を確認しています。

なお、取扱要領では二枚貝の衛生要件が別途規定されていることから、東北厚生局では同要領に基づいて、青森県の貝類衛生対策委員会（県の衛生部局と水産部局の職員で構成）が毎年策定する「生産海域等のモニタリングに係るサンプリング計画書」の承認などを実施しています（資料編6（4）参照）。

イ 根拠通知

・「対EU輸出水産食品の取扱いについて」

＊平成21年6月4日付け食安発第0603001号・21消安第2148号・21水漁第175号
（厚生労働省医薬食品局食品安全部長・農林水産省消費・安全局長・水産庁長官連名通知）
→最終改正：平成29年3月1日付け生食発0301第4号、28消安第5318号、
28水漁第1536号

ウ 業務実績

平成28年度は、以下の認定1施設について、現地査察を実施しました。

・成邦商事(株)：2回

（青森県青森市：冷凍ほたて卵付貝柱、脱殻済みほたて貝冷凍貝柱）

青森県の輸出ホタテガイ関連においては加工施設以外に、陸奥湾東部海域に設置されているホタテガイの養殖・陸揚げ場（野辺地、むつ、川内の各漁港）と、衛生証明書の発行機関である青森市保健所への現地査察をそれぞれ1回実施しました。

なお、新規の認定や取り消しを行った施設はありませんでした。

実績推移（平成24年度～平成28年度）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
現地査察施設数	2施設	2施設	1施設	1施設	1施設
査察回数	4回	3回*	2回*	2回	2回

* 年度途中で1施設について、認定の取り消しになったため

(3) 対韓国輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

ア 概要

韓国に輸出される冷凍食用鮮魚介類頭部及び冷凍食用鮮魚介類内臓については、処理施設等の事前登録及び輸出国の関係当局が発行した証明書の添付が求められています。

本要領では、韓国向けに冷凍鮮魚介類等を輸出しようとする者が処理施設等を事前に登録する際の施設登録手順、各地方厚生局による証明書の発行手続き等を定めています。

東北厚生局では、輸出者から衛生証明書発行に係る申請書が提出された場合、審査の上、衛生証明書を発行すること、東北厚生局管内の登録施設を対象に必要なに応じて監視等を実施することとしています。(資料編6(5)参照)

イ 根拠通知

- ・「韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」

平成23年6月7日付け 食安発0607第1号(医薬食品局食品安全部長通知)

→最終改正：平成29年3月17日付け生食発0317第19号

ウ 業務実績

平成28年度においては、衛生証明書の発行実績はありませんでした。

また、新規の認定や取り消しを行った施設はありませんでした。

(4) 対中国輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

ア 概要

中国に輸出される水産食品については、処理施設等の事前登録及び輸出国の行政機関が発行した衛生証明書の添付が求められます。

本要領では、中国向けに水産食品を輸出する際の行政機関による証明書の発行手続き等を定めています。

東北厚生局では、輸出者から衛生証明書発行に係る申請書が提出された場合、審査の上、衛生証明書を発行することとしています。

また、東北厚生局管内の登録施設は、平成28年3月31日現在、321施設(うち、福島県及び宮城県については、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の放出の影響で輸出停止)あり、必要なに応じて監視等を実施することとしています。

イ 根拠通知

- ・「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」

平成25年10月17日付け 食安発1017第1号(医薬食品局食品安全部長通知)

→最終改正：平成29年3月17日付け生食発0317第19号

ウ 業務実績

平成28年度は、衛生証明書を334件発行しました。

実績推移(平成24年度～平成28年度)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
衛生証明書 発行件数		92件*	327件	244件	334件

4 対米、対シンガポール、対香港及び対カナダ輸出食肉の認定施設などに対する査察等の業務

(1) 概要

米国への食肉の輸出は、我が国の口蹄疫の発生の影響で平成22年以降中止となり、さらに東日本大震災における東京電力福島第一原発事故による放射性物質の放出事故により同国への輸出禁止措置がとられていましたが、平成24年8月24日から再開されることとなりました。

米国へ食肉を輸出する際には、厚生労働省が施設・設備、とさつ・解体及び分割の方法、施設等の衛生管理、食肉検査体制等について施設認定を受ける必要があります。平成2年5月24日に「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」が発出されました。

本要領では施設・設備の構造に関すること、HACCP方式による衛生管理及び食肉検査等が定められています。

シンガポールへの食肉の輸出は、わが国のBSE発生の影響で平成13年以降中止となっていました。平成21年から再開されることとなりました。

輸出の再開にあたっては、同国の農食品獣医庁（AVA）が事前にと畜加工処理施設を認定するとともに、平成21年5月14日に「対シンガポール輸出食肉の取扱要領」が発出されました。

香港への食肉の輸出は、香港食物環境衛生署との協議のもと「対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」が定められており、香港への輸出条件は対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要項に個別の条件を加えたものとなっています。

カナダへの食肉の輸出は、カナダ食品安全検査庁との協議のもと「対カナダ輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」が定められており、カナダへの輸出条件には、対米輸出食肉と対香港輸出を取り扱うと畜場等の認定要綱に個別の条件を加えたものとなっています。

東北厚生局では、所管する岩手県の認定と畜加工処理施設について、取扱要領に基づく適正な実施状況を確認するとともに、食肉衛生検査所の衛生証明書の管理状況等を確認するため、毎月1回査察を実施しています（資料編6(6)参照）。

(2) 根拠通知

ア 「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」

*平成2年5月24日付け衛乳第35号（厚生省生活衛生局長通知）

→最終改正：平成29年3月31日付け 生食発0331第13号

イ 「対シンガポール輸出食肉の取扱要領」

*平成21年5月14日付け食安発第0514001号（医薬食品局食品安全部長通知）

→最終改正：平成29年3月17日付け 生食発0317第19号

ウ 「対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定について」

*平成19年2月15日付け 食安発第0215001号（医薬食品局食品安全部長通知）

→最終改正：平成29年3月17日付け 生食発0317第19号

エ 「対カナダ輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定について」

*平成17年12月12日付け 食安発第1212001号（医薬食品局食品安全部長通知）

→最終改正：平成29年3月17日付け 生食発0317第19号

(3) 業務実績

平成28年度は、認定された以下の施設について、通知に基づき毎月1回の現地査察を実施しました。

- ・(株)岩手畜産流通センター（岩手県紫波郡紫波町：牛肉）

実績推移（平成24年度～平成28年度）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
現地査察施設数	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
査察回数	12回	12回	12回	14回	12回

5 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく指定検査機関の指定及び 監査指導業務

(1) 概要

年間30万羽の処理羽数を超える大規模食鳥処理場では、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」により、都道府県の食鳥検査員（獣医師）が鶏1羽ごとに疾病及び異常の有無を検査し、また、食鳥処理場への監視・指導等を行っています。

そして同法では、都道府県知事等がこれら業務の全部又は一部業務を厚生労働大臣の指定する検査機関（一般社団法人又は一般財団法人に限定）に委任させ、当該検査機関の獣医師に行わせることが出来るとしています。

東北地方には、養鶏の盛んな青森県と岩手県の2ヶ所に指定検査機関が設置されているため、東北厚生局では所管する各々の検査機関について、事業計画等の認可申請等に係る審査・認可業務のほか、指定基準の遵守状況の確認のための立入検査などを実施しています。

なお、平成28年に「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の一部が改正され、本業務は平成29年4月1日より都道府県に移管されます。

(2) 根拠法令等

ア 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条～35条、37条、38条

イ 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二一条の規定に基づき厚生大臣が指定する検査機関の指定等について」

＊平成4年1月24日付け衛乳第7号（乳肉衛生課長通知）

→最終改正：平成28年11月7日付け生食監発1107第1号

(3) 業務実績

平成28年度は、事業計画書等に係る認可申請0件、役員選任に係る認可申請2件、事業計画等に係る変更認可申請2件及び業務規定に係る変更申請1件について認可しました。

また、法第38条第2項の規定に基づく立入検査を、(一社)岩手県獣医師会食鳥検査センター及び(公社)青森県獣医師会食鳥検査センターに対して各1回実施しました。同時に、権限移譲に関する説明会を実施しました。

(4) 指定検査機関 (2施設)

(資料編6(7)参照)

実績推移 (平成24年度～平成28年度)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業計画等に 係る認可	2件	2件	2件	2件	0件
役員選任に係 る認可	3件	3件	1件	3件	2件
事業計画等に 係る変更認可	2件	2件	2件	2件	2件
業務規程に係 る変更認可	0件	2件	1件	1件	1件

6 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制に関する業務

(1) 概要

食品として販売されているものの中には、必ずしも実証されていない健康の保持・増進効果を虚偽又は誇大に表示しているものが見受けられ、更にそれらの食品では長期的かつ継続的な摂取が推奨される傾向にあります。

このような状況の下、著しく事実に相違又は人を誤認させる広告が取り締まられることなく放置された場合、消費者が必要とする診療の機会を逸する等、健康に重大な支障を引き起こす可能性があります。

そこで、健康増進法第31条第1項において、内閣府令で定める事項に著しく相違する又は著しく誤認させる場合、それらの虚偽又は誇大な広告を禁止しています。

東北厚生局では、消費者庁及び都道府県等と連携し、同条文に違反する不適正な広告等が行われた食品の監視を行っています。

(2) 根拠法令等

ア 健康増進法第31条の第1項

イ 健康増進法第32条の第3項において準用する第27条第1項

ウ 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令第19条

エ 「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)について」

*平成15年8月29日付け薬食発第0829007号 (厚生労働省医薬食品局長通知)

→最終改正：平成28年3月31日付け消表対第512号

オ 「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)に係る留意事項について」

*平成15年8月29日付け食安基発第0829001号及び食安監発第0829005号

(厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長及び監視安全課長通知)

→最終改正：平成28年4月7日付け消表対第545号

カ 「健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制に係る業務の実施について」

*平成28年6月30日付け地発第0630第1号・消表対第1000号

(厚生労働省大臣官房地方課長及び消費者庁次長通知)

(3) 業務内容

ア 都道府県等との連絡調整等

疑義照会への対応、指導要請、事例報告の受理・整理、違反事例の調査・収去

イ 消費者庁との連絡調整等

報告事例の送付、指導要請（インターネットの指導等は消費者庁が専任）

ウ 事業者への指導等（消費者庁が専任するネット事業等を除く）

改善指導、改善確認、勧告措置、命令措置

(4) 平成28年度業務実績

自治体からの事例報告の受理件数 28件

実績推移（平成24年度～平成28年度）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
自治体からの事例報告の受理件数	22	21	52	22	28

7 大規模食中毒発生時の関係機関との調整に関する業務

(1) 概要

500名を超える大規模な食中毒患者が発生した場合、又は食中毒患者の所在地が複数の都道府県にわたる広域食中毒の場合であって、食品衛生上の危害の発生を防止するために緊急を要する際には、食品衛生法第60条の規定に基づき、厚生労働大臣は都道府県知事等に対して調査の要請を求めることができます。

また、生活衛生・食品安全部監視安全課（平成29年8月現在：医薬・生活衛生局 食品監視安全課）においては、事故の発生状況に応じて現場への地方厚生局職員の派遣を指示し、厚生局の職員は都道府県等と協力の上現場調査に立ち会うこととしています。

(2) 根拠法令等

ア 食品衛生法第28条、第58条、第59条、第60条

イ 食品衛生法施行令第36条、第37条

ウ 食品衛生法施行規則第72条～第77条

(3) 平成28年度の業務実績

平成28年度においては、実績はありませんでした。

8 自由販売証明書の発行業務

(1) 概要

輸出相手先国の通関関係機関等に提出又は提示するための、わが国で製造され、国内で問題無く流通している食品であることを証明する書面(自由販売証明書)の発行を行っています。

自由販売証明書は個々の輸出食品の安全性を保証するものではありません。また、他の機関等が行う同趣旨の証明書の発行を妨げるものではありません。

(2) 根拠通知

「自由販売証明書の発行について」

*平成25年6月17日付け 食安発0617第1号(医薬食品局食品安全部長通知)

→最終改正：平成29年3月17日付け 生食発0317第19号

(3) 平成28年度の業務実績

平成28年度においては、自由販売証明書を1件発行しました。

実績推移(平成24年度～平成28年度)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
自由販売証明書 発行件数		0*	2	10	1

*平成25年6月20日より発行

VIII 地域包括ケア推進課

平成 28 年度から新設された地域包括ケア推進課は、少子高齢化が進む中で、高齢者が重度な要介護状態や認知症になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に向け、都道府県を通じた市町村支援業務に取り組んでいます。

- 根拠通知 「平成 28 年度における地域包括ケア推進課が行う老健局関係の業務について（通知）」平成 28 年 4 月 1 日付け老発 0401 第 10 号（老健局長通知）

1 東北厚生局地域包括ケア推進本部の設置・運営

(1) 概要

局による効率的な業務を実施するため、局内の関係課等で組織する東北厚生局地域包括ケア推進本部を設置するとともに、課の業務方針や進捗状況等を意見交換・情報共有する会議を開催しています。

(2) 実績

平成28年度は、4月、5月、9月、12月、2月の5回を開催しました。

2 東北厚生局地域包括ケア推進意見交換会の設置・運営

(1) 概要

管内の県及び市町村における地域包括ケアシステム構築に関する取組の支援を目的に、県との意見交換を行う場を設置するとともに、各県における市町村が行う地域支援事業の支援方策等について、意見交換・情報共有を行う会議を開催しています。

(2) 実績

平成28年度は、5月、2月に開催しました。

3 認知症施策に関する道・県ブロック会議

(1) 概要

北海道厚生局との共催で、北海道及び管内各県の認知症施策に係る担当者の参加のもと、認知症施策の推進について意見交換・情報共有を行う会議を開催しています。

(2) 実績

平成28年度は、7月に開催しました。

4 総合事業等に関するセミナー等の開催

(1) 概要

管内市町村が地域包括ケアシステムの構築を推進するに当たり、総合事業等の円滑な実施と事業内容の充実に資するため、総合事業等に関するセミナーを開催しています。

(2) 実績

平成28年度は、総合事業及び生活支援体制整備事業の取組事例発表会を9月と10月（88市町村、154名参加）、生活支援体制整備事業に係るセミナーを2月（34市町村、53名参加）に開催しました。

5 総合事業等に関する管内市町村の取組状況の把握

(1) 概要

管内各県から収集した情報等をもとに、総合事業等を実施する市町村を訪問し、取組状況を把握するとともに、その一部を整理して老健局（厚生労働本省）の担当課室に情報提供しています。

(2) 実績

平成28年度は、管内31市町村に訪問するとともに23市町村の取組状況を老健局の関係課室に情報提供しました。

6 地域包括ケアシステムに係る講演依頼等への対応

(1) 概要

地域包括ケアシステムの構築や認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の普及・啓発に資することを目的に、管内各県及び関係団体等が主催する会議・研修会等に講演者やパネラーとして参加しています。

(2) 実績

平成28年度は、9つの会議・研修会に講演者やパネラーとして参加しました。

IX 保険年金課

保険年金課は、サラリーマンと事業主などの生活の安定を守るため、健康保険組合、全国健康保険協会支部、企業年金及び国民年金基金の監督、認可等の事務を行っています。

1 健康保険組合に関する業務

(1) 概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき国に代わって健康保険事業である被保険者等に対する保険給付と保健福祉事業を行う公法人です。

健康保険組合は、企業のサラリーマンで組織されますが、1企業により組織され700人以上の被保険者で構成される単一健康保険組合と、同業種の複数の企業により組織され3,000人以上の被保険者で構成される総合健康保険組合があり、法令の範囲で健康保険組合独自の健康保険事業を行うことができます。

東北厚生局では、東北管内6県に所在する健康保険組合の設立・解散・合併等の事務指導、認可申請書等の審査事務、届書の確認事務等及び健康保険組合の適正な事業運営を確保するために実地指導監査を行っています。（参考資料7(1)参照）

(2) 根拠法令等

- ・ 健康保険法第29条、第205条
- ・ 厚生労働省設置法第18条
- ・ 厚生労働省組織規則第707条第80号、第718条第3号

(3) 業務実績（平成24年度～平成28年度）

（単位：件）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
規約変更等認可等	710	737	679	734	782
実地指導監査	11	11	11	11	11

[指導監査における主な指示事項]

- ・ 組合会議員選挙執行規程に則って選挙を実施すること。
- ・ 「診療報酬明細書等の被保険者への開示に係る取扱要領」及び「保有個人データ（診療報酬明細書等を除く）開示、訂正、利用停止等に係る取扱要領」を整備すること。
- ・ 個人情報保護について組合会議員に対し必要な措置（教育訓練等）を行うこと。

2 全国健康保険協会に関する業務

(1) 概要

全国健康保険協会は、健康保険法に基づき国に代わって健康保険事業である被保険者等に対する保険給付と保健福祉事業を行う公法人です。中小企業等のサラリーマン等で組織され、従来、国が運営し政府管掌健康保険といわれていましたが、平成20年10月1日に全国健康

保険協会が設立され、全国 47 都道府県に全国健康保険協会支部が設置されました。

東北厚生局では、東北管内 6 県に所在する全国健康保険協会支部が行う滞納処分等の認可申請書の審査事務等及び適正な事業運営を確保するために全国健康保険協会支部に対する立入検査等を行っています。（参考資料 7（2）参照）

（2）根拠法令等

- ・ 健康保険法第 7 条の 38、同条の 39
- ・ 厚生労働省設置法第 18 条
- ・ 厚生労働省組織規則第 707 条第 77 号及び第 78 号、第 718 条第 1 号及び第 2 号

（3）業務実績（平成 24 年度～平成 28 年度）

（単位：件）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
認可申請書等の認可	-	-	15	22	21
立入検査等	2	2	2	2	2

〔立入検査等における主な指示事項〕

- ・ 過去の見積合わせの結果により引き続き随意契約している事例が認められるため、契約事務処理規程に基づき、見積徴取し適正な契約を行うこと。
- ・ 高額療養費を請求していない被保険者に対し督促しているもののうち、高額療養費が未払いとなっているものがあるため対応方法を検討すること。

3 厚生年金基金に関する業務

（1）概要

厚生年金基金は、厚生年金保険法に基づき、企業や業界団体が厚生労働大臣の許可を受け、国の老齢厚生年金の一部を国に代わって支給する（代行給付）とともに、独自の上乗せ給付（プラスアルファ給付）を行い、加入員により手厚い老後保障を行うことを目的として設立する公法人です。

厚生年金基金制度は発足後、生活水準の向上や経緯・投資環境の変化等を踏まえ、制度の充実・改善が図られてきました。平成 14 年 4 月の法律改正から、厚生年金基金は代行部分を国へ返し（代行返上）、確定給付企業年金へ移行することも認められるようになってきました。

なお、平成 25 年の法律改正（（公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律）以下、「健全化法」という。）により、平成 26 年 4 月以降は、厚生年金基金の新設は認められないこととなっています。

東北厚生局では、東北管内 6 県に所在する厚生年金基金の規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理・認可等や健全化法に基づく厚生年金基金の解散や他制度への移行等にかかる指導及び相談等の業務を行っています。解散した厚生年金基金に対する財産目録等の承認申請時

の実地監査を行っています。（参考資料7（3）参照）

（2）根拠法令等

- ・ 厚生年金保険法第 178 条、第 179 条、第 180 条
- ・ 厚生年金基金令第 56 条
- ・ 厚生労働省設置法第 18 条

（3）業務実績（平成 24 年度～平成 28 年度）

（単位：件）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
規約変更等認可	804	739	548	569	397
実地指導監査	6	8	1	2	3

4 国民年金基金に関する業務

（1）概要

国民年金基金は、国民年金法に基づき、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする給付を支給することを目的として、厚生労働大臣の認可を受けて設立した公的法人です。

全国の 47 都道府県ごとに設立された「地域型基金」と職種別に設立された「職能型基金」の 2 種類があります。

地域型基金は、都道府県に住所を有する国民年金第 1 号被保険者が加入でき、職能型基金は、25 職種の国民年金基金ごとに定められた事業または業務に従事する国民年金第 1 号被保険者が加入できます。

東北厚生局では、東北管内 6 県に所在する国民年金基金の規約変更認可申請書、規約変更届出書の認可・受理等の業務及び国民年金基金の適正な事業運営を確保するために実地指導監査を行っています。（参考資料 7（4）参照）

（2）根拠法令等

- ・ 国民年金法第 141 条、第 142 条、第 142 条の 2
- ・ 国民年金基金令第 53 条
- ・ 厚生労働省設置法第 18 条
- ・ 厚生労働省組織規則第 707 条第 81 号、第 718 条第 4 号

（3）業務実績（平成 24 年度～平成 28 年度）

（単位：件）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
規約変更等認可	61	66	70	106	115
実地指導監査	2	2	2	2	2

5 確定給付企業年金に関する業務

(1) 概要

確定給付企業年金とは、運営形態により企業法人が法人格のある企業年金基金を厚生労働大臣の認可を受けて設立する「基金型」と、労使合意の年金規約を制定し、厚生労働大臣の承認を受ける「規約型」の2つに大別され、年金資産を管理・運用して年金給付を行っています。

東北厚生局では、東北管内6県に所在する確定給付企業年金を実施している事業主及び企業年金基金。に係る規約承認・認可申請書、規約変更承認・認可申請書、規約変更届出書等の受理・承認・認可等の業務及び基金等の適正な事業運営を確保するため書面または実地等の指導監査業務を行っています。

(2) 根拠法令等

- ・ 確定給付企業年金法第 101 条、第 102 条、第 104 条
- ・ 厚生労働省設置法第 18 条
- ・ 厚生労働省組織規則第 707 条第 82 号、第 718 条第 5 号

(3) 業務実績（平成 24 年度～平成 28 年度）

（単位：件）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
規約変更承認 認可等	975	1,074	1,105	1,017	1,041
（新規承認）	(1)	(1)	(3)	(8)	(15)
書面監査	122	120	120	120	78
（実地監査）	(48)	(40)	(40)	(17)	(10)

（ ）内は上段の再掲

[指導監査における主な指示事項]

- ・ 規約で引用している労働協約が変更されているにもかかわらず、規約が変更されていないため整合を図ること。
- ・ 規約に従い、裁定請求書には生年月日を証する書類を添付させること。
- ・ 資産運用については、運用の基本方針及び整合的な運用指針を策定し、当該基本方針等に沿って運用すること。
- ・ 企業年金等に関する個人情報の取扱いについては、企業年金等に関する個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う従業員に対し、必要な教育及び研修を実施すること。
- ・ 業務概況の周知については、毎事業年度 1 回以上、加入者に周知すること。

6 確定拠出年金に関する業務

(1) 概要

確定拠出年金は、運営形態により企業が実施する「企業型」と、国民年金基金連合会が実施し確定給付型企業年金のない従業員や自営業者等が加入する「個人型」があります。いずれも規約を作成し厚生労働大臣の承認を受ける必要があります。拠出された掛金は個人ごとに明確に区分され、掛金と個人の運用指図による運用収益との合計額を基に給付額が決定されます。

東北厚生局では、東北管内6県に所在する確定拠出年金を実施している事業所にかかる規約承認申請書及び規約変更承認申請書・規約変更届出書等の受理・承認等の業務を行っています。

(2) 根拠法令等

- ・ 確定拠出年金法第 103 条、第 104 条、第 114 条第 3 項
- ・ 厚生労働省設置法第 18 条
- ・ 厚生労働省組織規則第 707 条第 82 号、第 718 条 5 号

(3) 業務実績（平成 24 年度～平成 28 年度）

（単位：件）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
届出報告等	146	200	257	210	230
（新規承認）	（8）	（10）	（7）	（10）	（10）

（ ）内は上段の再掲

X 管理課

管理課は、特定医療法人や医療保健業を行う公益法人等に関する税制措置に係る証明業務、国民健康保険の保険者、国民健康保険団体連合会及び後期高齢者医療制度の技術的助言・指導監督、社会保険診療報酬支払基金支部の監督を行っています。

1 特定医療法人が、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明について

(1) 概要

特定医療法人とは、医療法人が税法上の承認を国税庁長官から受け、当該承認後に終了する各事業年度において、法人税率の軽減の適用を受ける医療法人のことです。

東北厚生局では、特定医療法人として、法人税率の軽減の適用を受ける要件とされている厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（下記ア～カ）を満たすものである旨の証明書の交付事務を行っています。

【軽減税率適用要件】

- ア 社会保険診療に係る収入金額及び健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えること。
- イ 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- ウ 医療診療収入が、医師、看護師等の給与、医療提供に要する費用等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じた額の範囲内であること。
- エ 役職員一人につき年間の給与総額が、3,600万円を超えないこと。
- オ その医療施設のうち一以上のものが、次のいずれかに該当すること。
 - ・病院であって、40人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - ・専ら、皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院であって、30人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - ・救急病院である旨を告示されていること。
 - ・救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- カ 医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。

【優遇措置の内容】

法人税において22%（通常は30%）の軽減税率が適用されます。

(2) 根拠法令等

- ア 租税特別措置法 第67条の2第1項
- イ 租税特別措置法施行令 第39条の25第1項第1号

(3) 実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
証明件数	23	21	24	23	21

2 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明について

(1) 概要

平成20年度税制改正により、①非営利型の一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で、一定の基準を満たしたものの、②法人税法の別表第2に掲げる公益法人等のうち、無料低額な診療を行う法人で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外される（法人税が非課税とされる）こととなりました。

東北厚生局では、非課税措置制度の適用を受けるために必要となる要件を満たしている公益法人であることの証明書の交付を行っています。

【適用基準】

ア オープン病院事業を行うもの

事業要件 平成20年厚生労働省告示第297号

収入要件 平成20年厚生労働省告示第297号

イ 無料低額な診療を行う病院事業を行うもの

事業要件 法人税法施行規則第6条第4号

収入要件 平成20年厚生労働省告示第298号

なお、②において、特例社団・財団法人、公益社団・財団法人については収入要件を必要としません。

【優遇措置の内容】

医療保健業について、収益事業の範囲から除外され、法人税が非課税とされます。

(2) 根拠法令等

ア 法人税法施行令第5条第1項第29号ワ

法人税法施行規則第5条第6号

イ 法人税法施行令第5号第1項第29号タ

法人税法施行規則第6条第4号

法人税法施行規則第6条第7号

(3) 実績（全て②無料低額な診療を行う法人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
証明件数	19	18	19	16	17

3 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督について

(1) 概要

国民健康保険の保険者は市町村（特別区を含む）と、土木建築業者等の同業者で組織する国民健康保険組合であり、被保険者は被用者保険（健康保険や共済組合等）に加入していない自営業者や農業者等です。また、国民健康保険団体連合会とは、国民健康保険法第83条に基づき、保険者がその目的を達成するため、共同して設立する組織です。

東北厚生局では、国民健康保険事業が健全に運営されるよう、国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務（介護保険事業関係業務を除く。）の指導を行っています（「東北厚生局所管国民健康保険団体連合会一覧」は参考資料7（1）参照）。

(2) 根拠法令等

- ア 国民健康保険法第106条、第108条、第119条
- イ 厚生労働省設置法第18条
- ウ 地方自治法第245条の4、5、6、7
- エ 厚生労働省組織規則第707条第86号、第718条第4号

(3) 実績

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
技術的助言・指導監督	6県9市町 3国保連合会	6県9市町 3国保連合会	6県10市町 3国保連合会	6県9市町 3国保連合会	6県9市町 3国保連合会

4 後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督について

(1) 概要

後期高齢者医療制度は、平成20年4月に創設された他の健康保険から独立した医療保険制度です。保険者は都道府県を範囲とした広域連合（後期高齢者医療広域連合）、被保険者は75歳以上の方等です。

東北厚生局では制度の適切な運営のため、県、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会における後期高齢者医療制度の業務の指導を行っています（「東北厚生局所管後期高齢者医療広域連合一覧」は資料編7（2）参照）。

(2) 根拠法令等

- ア 高齢者の医療の確保に関する法律第3条、第133条、第162条
- イ 厚生労働省設置法第18条
- ウ 地方自治法第245条の4、5、6、7、8
- エ 厚生労働省組織規則第707条第86号、第718条第4号

(3) 実績

(単位：広域連合)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
技術的助言・指導監督	6	6	6	6	6

5 社会保険診療報酬支払基金支部の監督について

(1) 概要

社会保険診療報酬支払基金は、健康保険などの被用者保険にかかる診療報酬の審査支払機関（国民健康保険では、国民健康保険団体連合会）です。

支払基金は、医療機関から請求された診療報酬（診療内容）が適正であるかどうかを審査した上で、保険者（健康保険組合や共済組合等）に請求します。

保険者は、事業主と被保険者から納められた保険料により支払基金に診療報酬を払い込み、支払基金は、この診療報酬を毎月一定の期日までに医療機関に支払います。

このように、医療費は、医療機関、保険者が個別にそれぞれの請求・支払を行うのではなく、支払基金という公的な機関を通して適正に審査され支払われています。

東北厚生局では、社会保険診療報酬支払基金の東北6県支部の行う業務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務を除く。）について、適正かつ効率的な運営を確保することを目的として、監督を行っています（「東北厚生局所管社会保険診療報酬支払基金一覧」は参考資料7(3)参照）。

(2) 根拠法令等

- ア 社会保険診療報酬支払基金法第 28 条、第 30 条
- イ 社会保険診療報酬支払基金法施行規則第 14 条
- ウ 厚生労働省設置法第 18 条

(3) 実績

(単位：支部)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
監督	2 (岩手、福島)	2 (青森、宮城)	2 (秋田、山形)	2 (岩手、福島)	2 (青森、宮城)

XI 医療課

医療課は、指導監査課及び県事務所が行う保険医療機関・保険薬局並びに保険医・保険薬剤師や指定訪問看護事業者及びその他医療保険事業の療養担当者に対する指導監査等業務に関する指導監督を行っています。

また、特定機能病院及び臨床研究中核病院に対する立入検査などに関する業務を行っています。

1 各県事務所等が行う保険医療機関等に対する指導等の業務に関する事務の指導及び監督に関すること

(1) 概要

指導監査課（宮城県）及び各県事務所が行う指導監査等の業務について、進捗状況の把握及び業務支援を行っています。

(2) 各県事務所等

指導監査課（宮城県）、青森事務所、岩手事務所、秋田事務所、山形事務所、福島事務所

2 医療監視員に関すること

(1) 概要

医療監視員とは、医療機関に対し、報告の徴収、立入検査を行わせるため、医療法第26条の規定により命じられた職員です。

ア 特定機能病院に対する立入検査業務

特定機能病院は、高度の医療の提供能力と高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を持ち、高度の医療に関する研修を行うなど、様々な機能を併せ持ち、厚生労働大臣の承認を受けた病院です。

東北厚生局では、承認を受けた特定機能病院が、法令に定められている人員及び構造設備等を有し、適切な管理が行われているかを検査し、不適切な場合は医療法第25条第3項の規定に基づき、立入検査を行っています。

立入検査には、医療指導監視監査官等の医療監視員が、書面調査や現場確認などの検査を行っています。

イ 臨床研究中核病院に対する立入検査業務

臨床研究中核病院は、日本発の革新的医薬品・医療機器の開発などに必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う、厚生労働大臣の承認を受けた病院です。

東北厚生局では、承認を受けた臨床研究中核病院が、法令に定められている人員及び構造設備等を有し、適切な管理が行われているかを検査し、不適切な場合は医療法第25条第3項の規定に基づき、立入検査を行っています。

立入検査には、医療指導監視監査官等の医療監視員が、書面調査や現場確認などの検査を行っています。

(2) 根拠法令等

医療法第 25 条第 3 項

(3) 実績

ア 特定機能病院の立入検査

立入検査は、原則として管内の 6 施設に対して年に 1 回実施しています。検査に当たっては、特に①医療安全のための体制の確保等、②院内感染対策の確保等、③食中毒対策の確保等、④無資格者による医療行為、⑤臨床研修を修了した旨の医籍への登録、⑥診療用放射線の安全管理対策の徹底、⑦放射線同位元素等による放射線障害防止対策、⑧立入検査の不適合・指摘事項の是正状況、⑨広告規制違反の確認、⑩重大な医療上の事故事例、院内感染事例が発生した場合の対応について確認するなどの指導を実施しました。

イ 臨床研究中核病院の立入検査

立入検査は、原則として管内の 1 施設に対して年に 1 回実施しています。検査に当たっては、特に①特定臨床研究を適正に実施するための体制等、②特定臨床研究を支援する体制、③特定臨床研究を実施するに当たり統計的な解析等に用いるデータの管理を行う体制、④特定臨床研究の倫理的及び科学的な妥当性に関する審査体制、⑤特定臨床研究に係る金銭その他の利益の收受及びその管理の方法に関する審査体制、⑥特定臨床研究に係る知的財産の適切な管理及び技術の移転の推進のための体制、⑦特定臨床研究に係る広報及び啓発の体制、⑧特定臨床研究の対象者等からの相談に応じるための体制について確認するなどの指導を実施しました。

XII 調査課

調査課は、保険医療機関等に関する情報の管理や指導部門における情報公開請求及び訴訟に関する業務を統一的行うため、平成26年度に設置されました。

1 行政文書（指導部門）開示請求業務

(1) 概要

国の行政機関が保有する情報の公開（開示）請求手続きを定めた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）等に基づき、開示請求（指導部門）に係る文書特定等の業務を行っています。

なお、ホームページ掲載など積極的な情報公開に努めています。

(2) 根拠法令

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(3) 開示請求（指導部門）件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
開示請求件数	554	342	297

2 訴訟業務

(1) 概要

指導部門の行う業務について、提訴された場合に、法務局と連携をとりながら訴訟業務を行っています。

(2) 根拠法令

国家賠償法第1条第1項、第2条第1項、行政訴訟法第1条第1項、第3項

(3) 訴訟（指導部門）対応件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
訴訟対応件数	0	0	0

※参考（平成22年度～平成25年度）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訴訟対応件数	2	2	1

XIII 指導監査課・各県事務所

指導監査課及び県事務所は、保険医療機関等に対する指導監査等の業務等を行います。

指導監査課は東北厚生局の所在する宮城県を、県事務所は東北厚生局管内の宮城県以外の各県を管轄しています。

名 称	所在地	管轄区域
青森事務所	青森市	青森県
岩手事務所	盛岡市	岩手県
指導監査課	仙台市	宮城県
秋田事務所	秋田市	秋田県
山形事務所	山形市	山形県
福島事務所	福島市	福島県

1 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと

(1) 概要

公的医療保険の療養の給付を行うためには、医療機関や薬局は厚生労働大臣の指定を、医師や薬剤師は厚生労働大臣の登録を受ける必要があります。

指導監査課及び県事務所では、各種申請・届出を受け付けるとともに、健康保険事業の健全な運営の確保を図るため、下記のとおり監督を行っています。

ア 保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師に対する、健康保険法第 73 条及び第 78 条に基づく、指導大綱及び監査要綱に則った指導監査。

イ 健康保険法第 60 条、第 63 条、第 76 条、第 85 条、第 85 条の 2 及び第 86 条に基づく、保険医療機関等に対する基本診療料及び特掲診療料の施設基準等の調査。

ウ 保険医療機関等の指定申請、保険医療機関等の関係事項変更、保険医等の登録申請、保険医等の異動等の届出に関する指導監督。

エ 施設基準等の届出に関する指導監督及び 7 月 1 日現在の施設基準等の定時報告に関する受付、点検、指導。

(2) 根拠法令等

ア 健康保険法 第 63 条～第 96 条

イ 保険医療機関及び保険医療養担当規則

ウ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則

エ 指導大綱（平成 20 年 9 月 30 日付け保発第 0930008 号通知 別添 1）

オ 指導大綱関係実施要領

（平成 20 年 9 月 30 日付け保険局医療課医療指導監査室事務連絡 別添 1）

カ 監査要綱（平成 20 年 9 月 30 日付け保発第 0930008 号通知 別添 2）

キ 監査要綱関係実施要領

(平成 20 年 9 月 30 日付け保険局医療課医療指導監査室事務連絡 別添 2)

ク 厚生労働省告示 第 468 号 (平成 20 年 9 月 30 日)

(3) 実績

ア 保険医療機関等の指導監査状況 参考資料 11 (1) のとおり

イ 保険医療機関等及び保険医等数 参考資料 11 (1) のとおり

2 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（地方厚生局長の権限に属するものに限る）を行うこと

(1) 概要

柔道整復師の施術に係る療養費についての指導監査を行っています。

(2) 根拠法令等

ア 柔道整復師の施術料金の算定方法 (昭和 33 年 9 月 30 日保発第 64 号)

イ 柔道整復師の施術に係る療養費について

(平成 11 年 10 月 20 日保発第 144 号・老発第 682 号)

ウ 柔道整復師の施術に係る療養費の指導監査要綱

(平成 11 年 10 月 20 日保発第 145 号・老発第 683 号)

(3) 実績

柔道整復師の指導・監査状況 参考資料 11 (1) のとおり

3 地方社会保険医療協議会に置かれる部会の庶務を行うこと

(1) 概要

東北地方社会保険医療協議会 (Ⅱ 企画調整課 参照のこと) は、保険医療機関及び保険薬局の指定について協議するため、各県に部会を設置しており、その庶務は各県事務所 (宮城県は指導監査課) が行っています。

(2) 根拠法令等

ア 社会保険医療協議会法第 1 条第 2 項

イ 社会保険医療協議会令第 1 条第 1 項

ウ 東北地方社会保険医療協議会議事規則

(3) 実績

全ての部会で毎月 1 回、参集形式で部会を開催しています。

XIV 社会保険審査官

1 社会保険審査官の業務の概要

社会保険審査官は、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が行った被保険者の資格、標準報酬又は年金・保険給付等の処分に対する審査請求に関する事務を行っています。

2 審査請求の流れ

(1) 被処分者からの照会・相談の対応、審査請求の受付

(2) 審査請求事案に関する審理

ア 要件審理等

(ア) 要件審理

(イ) 補正、疎明

(ウ) 要件審理のための処分（必要に応じ原処分者から文書の提出を求めること等）

(エ) 受理又は却下の決定（受理の場合、原処分者へ通知を行う）

イ 本案審理

(ア) 審理のための処分

必要に応じ、次の処分を行う

・請求人、参考人の審問等（必要に応じ調書を作成）

・文書その他の物件の所有者等に対し、当該物件の提出を求める

・鑑定人に鑑定させる

・立入検査（関係人への質問、帳簿・書類等の物件の検査）

(イ) その他必要に応じ、職権審理、実地調査、労働基準監督署との連絡

(3) 決定

ア 決定書の作成

イ 決定書の送達

〔参考〕社会保険審査官及び社会保険審査会法の改正の主な点（平成28年4月から）

・審査請求期間の延長（60日から3月に延長）

・不服申立ての二重前置の廃止（再審査請求を経なくても裁判所への出訴が可能）

3 根拠法令等

(1) 健康保険法 189 条

(2) 厚生年金保険法 90 条

(3) 船員保険法 138 条

(4) 国民年金法 101 条

(5) 社会保険審査官及び社会保険審査会法

(6) 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令

(7) 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則

4 実績（平成 24 年度～平成 28 年度）

（平成 24 年度）

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	40	36(3)	36
厚生年金保険法	108	277(28)	220
船員保険法	0	0(0)	0
国民年金法	109	235(20)	194
合計	257	548(51)	450

（平成 25 年度）

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	63	42(0)	33
厚生年金保険法	87	291(57)	205
船員保険法	0	0(0)	0
国民年金法	114	234(41)	189
合計	264	567(98)	427

（平成 26 年度）

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	136	37(9)	34
厚生年金保険法	155	260(86)	223
船員保険法	0	0(0)	0
国民年金法	159	355(45)	306
合計	450	652(140)	563

（平成 27 年度）

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	66	36(3)	31
厚生年金保険法	128	266(37)	225
船員保険法	0	0(0)	0
国民年金法	141	251(49)	228
合計	335	553(89)	484

（平成 28 年度）

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	86	28(5)	26
厚生年金保険法	147	199(41)	157
船員保険法	0	0(0)	0
国民年金法	163	193(23)	173
合計	396	420(69)	356

※ 審査請求件数欄の（ ）内は、前年度からの繰越件数分再掲

X V 麻薬取締部

1 業務の概要

麻薬、向精神薬は、医療や学術研究等にとって非常に有効である一方、ひとたび乱用されると、乱用者個人の健康問題にとどまらず、乱用者の家庭を崩壊したり、凶悪犯罪の誘因となるなど公共の福祉に計り知れない危害をもたらすこととなります。よって、麻薬取締部は薬物乱用による保健衛生上の危害を防止するために、これらの薬物を取り扱うことができる者を免許制として、その取扱いについて規制することにより、適正な流通を確保しています。

麻薬、向精神薬、覚醒剤等の正規取扱関係者に対して、立入検査等により指導・監督を行うことによって不正ルートへの流出を防止するとともに、密造を阻止するために乱用薬物の製造原料となる物質の取扱者に対する指導・監督も行っています。

不正ルートによる薬物取引により生じる莫大な収益は、犯罪組織を増殖させたり、テロ活動資金に流れたりすることもあり、その結果として治安の悪化や社会不安を招くこととなります。

こうした状況に対し、麻薬取締部は、国民が安心して生活できるようにするため、薬物の不正流通や薬物乱用による保健衛生上の危害を防止を図るために、取締機関として、また、行政機関として業務に取り組んでいます。

【主な業務】

- ・薬物犯罪の捜査
- ・横流し、誤用、不正使用を防ぎ、一方で規制薬物自体の有用性を最大限活用すべく、許認可業務、指導・監督業務の実施
- ・予防教育・啓発
- ・中毒者の社会復帰を目指した医療提供、指導助言などの中毒者対策

【所管法律】

- ・麻薬及び向精神薬取締法
- ・大麻取締法
- ・あへん法
- ・覚せい剤取締法
- ・国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（「麻薬特例法」）
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律

2 管内薬物犯罪の状況とその対策

【平成28年度の主な業務と実績（平成28年4月～平成29年3月）】

・全国の薬物犯罪の動向と東北管内の動向

平成28年の全国の薬物事犯検挙者総数は13,841名であり、ここ数年高い水準で推移しています。また、東北管内の薬物事犯検挙者総数は462名でした。

これは、全国の3.3パーセントにあたり東北管内は比較的薬物汚染度の低い地域と言えます。

平成28年の覚せい剤事犯検挙者は10,607名であり、ここ数年10,000人を越え推移しています。また、覚せい剤事犯検挙者は、全検挙者の約76パーセントを占め、依然、薬物犯罪の中で大きな割合を占めております。

東北管内の覚せい剤検挙者は、354名であり、管内の薬物事犯検挙者総数の約76パーセントを占め、全国と同じ傾向にあることが分かります。

また、平成28年の覚せい剤押収量は過去2番目に多い、約1.5トンになっています。本来、摘発により流通量が減少すれば、その希少性から価格が高騰するものですが、価格に大きな変動はみられません。

このような状況から、管内における覚せい剤検挙者は前年の394名から減少していますが、減少傾向にあるとは言えません。(グラフ1)

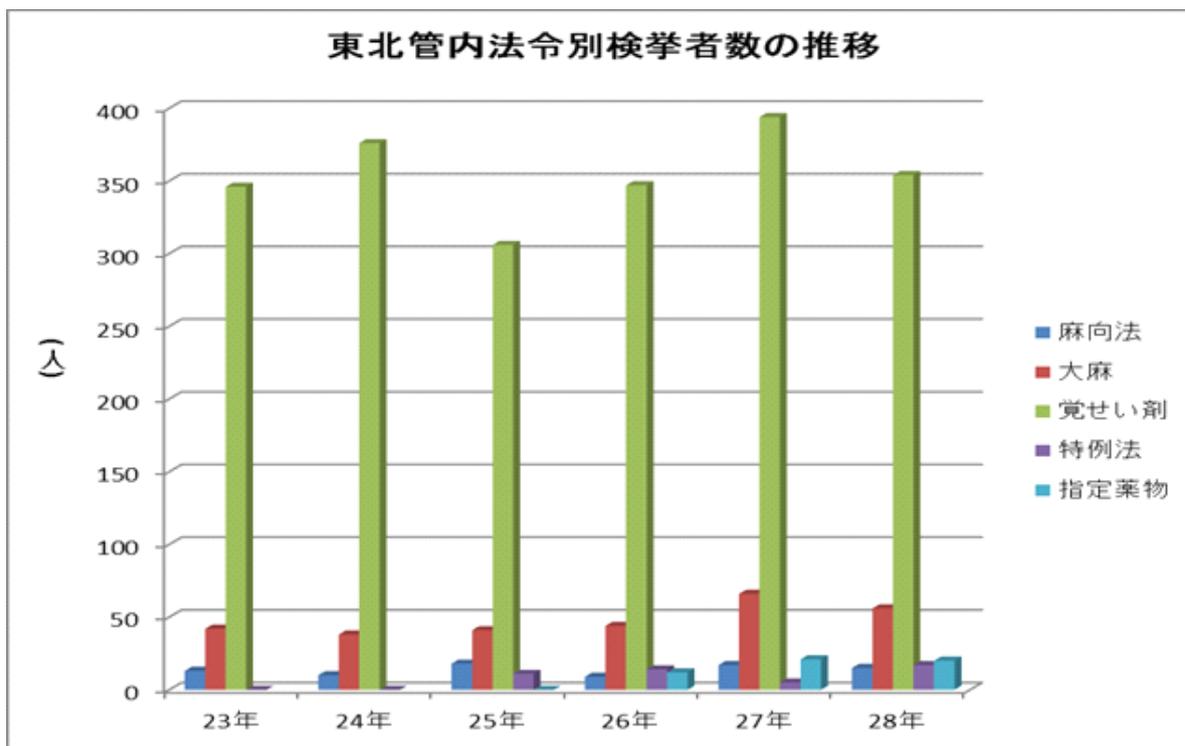
また、管内における覚せい剤事犯検挙者の内訳は、福島県が117名、宮城県が111名、青森県59名であり、これに岩手県、秋田県、山形県と続いています。

(グラフ2)

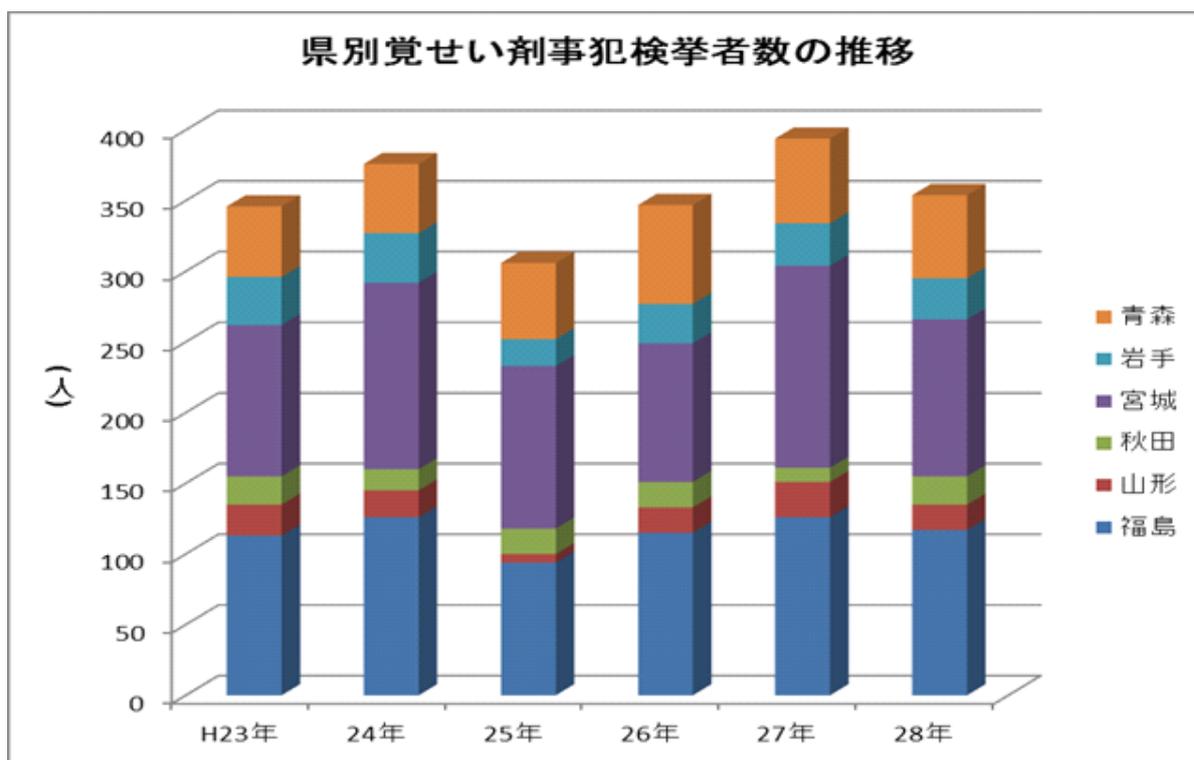
平成28年の大麻事犯検挙者は、全国で2,722名(前年比約500名増)でした。

平成21年の3,131名をピークに平成25年には、1,616名まで減少しましたが、その後、一転して増加し、警戒が必要です。

(グラフ1)



(グラフ2)



大麻については、「町おこし」と称し自治体を巻き込み合法的に大麻の栽培を行うなどした大麻愛好家が逮捕された事犯のほか、医療大麻の解放を訴える者が自身で使用する大麻を所持して逮捕されるなど、連日、テレビや新聞などで大麻の話題が頻繁に取り上げられていました。また、全国で当局の検挙を警戒する為に、自宅などで大麻の栽培を行う者も多数報告され、懸念される状況です。

大麻事犯は、若年層に乱用傾向があり、全国の検挙者の45パーセントが30歳未満となっています。また、管内の検挙者56名のうち、約32パーセントにあたる18名が30歳未満であるなど予断を許さない状況です。よって、啓発による正しい知識の定着が期待されます。

全国で店舗型危険ドラッグ販売店は壊滅しているものの、インターネットを利用し危険ドラッグを販売しているサイトや掲示板が散見されます。また、国内のみならず海外に注文するなどし、指定薬物などが含有された商品を購入する者が後を絶ちません。これは、店舗の有無や利便性に関わらず蔓延する可能性を示唆しており、引き続きインターネットサイトや掲示板の監視、摘発の必要があります。

【東北管内における活動】

(1) 不正薬物の取締り

①組織的犯罪の摘発

麻薬取締部では、警察、税関等の各捜査機関と情報共有を図り、各々の組織の特性を生かしながら、大がかりな捜査体制を敷くことにより、大規模かつ広域的な薬物密売組織の摘発を継続的に進めています。

平成25年から平成26年には、宮城県警察と合同捜査を実施し、東京都内を拠点とする住吉会系暴力団が関与する覚せい剤密売事犯において、幹部及び客ら37名を検挙し、東京・仙台間の密売ルートを壊滅しています。

また、平成27年から継続している宮城県警察との合同捜査では、仙台市内を拠点とする住吉会系指定暴力団の幹部及び客ら78名を検挙し、覚せい剤を合計約80グラム押収するなど仙台市周辺の密売ルートを壊滅しています。

②覚せい剤の取締り

覚せい剤事犯検挙者のうち、約50パーセントが暴力団関係者です。当部では組織的な暴力団密売事犯のほかに、構成員が個別に収益を得るために行っていた密売事件の捜査をし、約0.8グラムに小分けされた覚せい剤合計4グラムを押収しています。

これは末端価格で約25万円に相当するものです。



密売用に小分けされた覚せい剤

③大麻事犯の摘発

福島県の帰還困難区域から避難をしていた夫婦の自宅から、栽培中の大麻4株及び乾燥大麻約80グラムを押収しています。また、大麻の種子を輸入し、大麻の自家栽培を計画した者や大麻の幻覚成分（THC）が多く含まれる花穂の部分のみ約30グラムを所持した者などを検挙しています。



室内で専用器具により大麻草を栽培



乾燥大麻（花穂部分）



大麻の種子

(2) 危険ドラッグの現状

平成27年に SNS を利用し、指定薬物を含む商品販売していた危険ドラッグを販売した者を検挙しています。

しかしながら、指定薬物を含む商品を輸入する者や、これまでどおりに指定薬物に指定されていない精神作用の強い未規制物質を輸入する者もおり、この未規制物質についても税関と連携し、水際対策を講じ、流入を阻止しているところです。

(3) 医療事犯

福島県在住の学生が、偽造処方箋を薬局に持ち込み、向精神薬である精神安定剤を多数入手していた事犯の捜査をしています。

また、医療従事者では、宮城県麻薬取締員と合同で、薬局が処方箋を持たない客に対し向精神薬である睡眠薬を販売していた事犯を捜査したほか、秋田県麻薬取締員と合同で麻薬施用者免許を持たない医師による麻薬を処方していた事犯の捜査をしています。更に、青森県内で、向精神薬卸売業者が向精神薬試験研究施設の登録のない施設に向精神薬を販売した事犯を捜査し、正規流通にかかる違反についても捜査をしています。

3 関係機関との協力

毎年、北海道厚生局麻薬取締部と東北厚生局麻薬取締部が合同で、「北海道・東北地区麻薬取締協議会」を開催しています。この会議は、中央省庁（警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁）からの担当職員の出席を得て、それぞれの管内の高等検察庁、地方検察庁、管区警察局、警察本部、税関、海上保安本部、入国管理局、在日米空軍特別捜査局（OSI）、在日米海軍犯罪捜査局（NCIS）、北海道並びに東北6県各県薬務主管課といった取締担当機関実務レベルの担当者が一同に会して、現状分析を行うと共に、取締上の問題とその対策につき、意見交換し、さらに地域内における関係機関間の協力関係を構築し、強化することを目的として開催しています。

平成28年度においては、福島県において北海道地区と東北地区合同で同協議会を開催し、米国麻薬取締局（DEA）の捜査官の出席も得て、取締関係機関約70名にて、国内外並びに北海道・東北管内における情勢分析を行うとともに、取締上の問題とその対策等について話し合われました。

4 行政指導・監督

(1) 許認可業務

麻薬等関係法令の目的趣旨は、麻薬、覚せい剤、大麻等規制薬物について、

- ・その取扱いを一切禁止し、不正行為に対しては、徹底して取締り、その濫用による危害防止を図ること
- ・その一方で、それら規制薬物の有用性を最大限活用すべく、医療上、学術研究上、産業上必要とする分野において、免許又は許可をもって「禁止の解除」を行い、それら規制薬物の有用性を最大限活用することです。

麻薬取締部では、平成13年1月6日の省庁再編に伴い厚生労働大臣の権限に係る許認可中、「地方厚生局長に委任された許認可関係事務」及び「麻薬取締部長の権限となった事務」のすべてについて、申請を受け付け、調査し、審査し、免許証、許可書等を発付するといった許認可事務を行っています。

※平成28年度の主な許認可の件数

免許関係 35件

許可関係 461件

また、こうした免許または許可した後も報告・届出を求め、これをチェックし、適正な取扱いがなされていること、不正流出のないことを確認しています。

(2) 指導・監督

厚生労働大臣権限により免許された麻薬取扱業者が管内にあります。これに対する立入検査の実施や報告徴収を通じて、常に、適正取扱いについて、また、需要に応じた供給を行うべく、監督・指導を行っています。

加えて、管内各県薬務主管課や保健所と合同で、知事権限の免許区分に係る麻薬診療施設（病院、医院等）、麻薬研究施設、麻薬小売業者（薬局）を中心とした立入検査も実施しています。これにより、適正に取扱いがなされていることや横流しがないことを確認しています。また、将来、事故、横流し、不正施用の発生が懸念される状況にあると認めた場合には、その改善に向け、指導しています。こうした立入検査は、麻薬取扱者の免許の有効期間が最大3年間であり、その有効期間内に1回は実施することとしています。

(3) その他指導監督

これまでも、医療機関、卸売業者における麻薬・向精神薬・覚醒剤原料の適正取扱いに向けた研修会に講師として職員を派遣しています。

また、東北管内の麻薬取締に従事する県職員と、統一した認識の下で適切な指導にあたるべく、平成22年度以降、検討会を設置し、取締上の問題点について協議しています。この協議により、横流し等の事故を防止しつつ、必要とする患者へ麻薬等を届けるという法の目的達成に向け、適切な指導方法を見だし、実施しているところです。

5 予防教育・啓発

薬物乱用防止に最も重要なことは、「違法薬物には近づかない」、「使わない」ということです。しかし、巷には、「痩せる」「きれいになる」、「害はないんだ」、「本当に世界が変わるんだ」、「1回くらいなら大丈夫」等といった誤った情報が氾濫しています。こうした間違った情報に惑わされて、一時の好奇心、快楽欲求から、違法薬物に手を付けてしまい、本来、普通におくれる人生であるはずが、脳が破壊され精神異常を来し、取り返しのつかない状態になってしまったというケースも少なくありません。

そのため、正しい情報を流布し、「断る勇気」の育成、「薬物乱用は、ダメ・ゼッタイ」の意識の普及に努め、

- ・地域薬物乱用防止指導員等地域リーダーの研修会への講師派遣
 - ・中学校や高等学校等へ現役麻薬取締官を派遣し、講演会の実施
 - ・「麻薬・覚せい剤乱用防止運動地区大会」の実施
- 等を行っています。

※講師派遣実績

- ・平成28年度には、講師として職員を延べ10名派遣、約1,820名（内、高校生約1500名）を対象に予防教育を実施。

こうした予防教育は、薬物への興味を喚起することなく、正しい知識を持ち、断る勇気を育成するといった目的を効果的に達成するための方策を模索しつつ、予防教育を行っています。多くの高校生からは「将来の夢のためにも、絶対に薬物に手をださない」、「自分は、勧められても、絶対にやらない」、「一時の快楽のために、一生を棒にすべきではない」、「自分のことだけではなく、友人や家族、お世話になっている人に迷惑がかかるので、絶対やってはいけない」、「薬物をやっている友人がいたら、とめる」等のコメントを得ており、一定の成果が認められています。特に、こうしたコメントの中に、

- ・「一度、勧められたが、やらなくてよかった」、
- ・「若い内に1度はやってみたかったが、やはりやるべきではないとわかった」といったものもありました。「勧められたが、やらなくてよかった」、又は、「1度はやりたいと思ったが、やらない」と言わしめた点は、この予防教育の大きな成果と言えます。一方で、こうしたコメントは、薬物の脅威が確実にごく身近に迫っていることを表しているもので、今後も、こうした草の根的な予防教育を通じて、「断る勇気」の育成、「薬物乱用は、ダメ・ゼッタイ。」の精神の普及推進が重要であると認識しています。

こうした予防啓発活動をさらに推進させるべく、

- ・予防啓発活動のさらなる推進を目指し、予防啓発活動の功労者に対する厚生労働大臣表彰者及び医薬食品局長表彰者の推薦、同表彰状等の交付、贈呈を行いました。宮城県在住の厚生労働大臣表彰者及び医薬食品局長表彰者については、東北厚生局長から伝達が行われました。

6 中毒者対策

(1) 相談電話

昭和61年10月1日から全国の麻薬取締部には「麻薬・覚せい剤相談電話」を設置しています。これは、取締とは異なった見地から保健衛生上の危害を防止すべく、薬物乱用者自身やその家族、知人など問題に悩む人々に広く相談の機会を設け、必要な助言を行うことを目的としています。

東北厚生局麻薬取締部にもこの「相談電話」が設置されており、その番号は、

0 2 2 - ふ つー な (ら) こ な なしなし
0 2 2 - 2 2 7 - 5 7 0 0

との語呂合わせにより、覚えやすい番号としています。

この相談電話は匿名でも受け付け、薬物自体の特性に加えて、医療面、教育面、取締面等関係部門に造詣の深いベテランの麻薬取締官がその対応にあたっています。この電話以外にも、麻薬取締部の代表電話若しくは来所によっても相談を受けています。

※平成28年の状況

計 62件（前年66件）の相談受理。

こうした相談に対し、麻薬取締部は、最優先事項とし、これまでも、相談者のニーズに合ったアドバイスを行ったり、家族とともに最も適した方策を検討し、中には医療機関へ同行したケースもあります。また、薬物乱用者により、恐怖の毎日を強いられることは珍しくはなく、その家族等の生活の安寧を提供すべく即捜査に着手したケースも数件ありました。

(2) 麻薬中毒者対策

医療を必要とする麻薬中毒者に適切な医療を提供するための措置入院制度があります。その制度は、麻薬中毒者が発見された場合、各県吏員が調査にあたり、必要であれば、県知事が指定した精神保健指定医に診断させます。その診断の結果、「麻薬中毒であり、入院させなければ、麻薬の施用を繰り返す恐れがある」場合には、都道府県知事は、その麻薬中毒者を措置入院させ、治療させることができる仕組みです。

麻薬取締部も特に犯罪性がうかがえる案件について各県薬務主管課に協力して、調査にあたっています。

(3) 薬物中毒対策関係機関連絡会議及び講習会

北海道・東北ブロック合同で薬物中毒対策関係機関連絡会議を開催しています。当会議は、薬物依存・中毒者の治療、社会復帰に携わる医療機関、取締機関、その他関係機関の専門家による相談事例及び対策について、情報並びに意見の交換を行い、地域における関係機関の連携を図ることを目的として行っています。

平成28年度においては、秋田市にて「北海道・東北地区薬物中毒対策連絡会議」を開催し、薬物依存症例の紹介と治療回復プログラム、関係機関の連携の重要性について、話し合われました。

また、平成20年度から、「北海道・東北地区薬物中毒対策関係機関連絡会議」の開催にあわせて、「再乱用防止対策講習会」を開催しています。この講習会は、薬物問題について、相談を受理する側の意識を高め、その資質向上を図ることを目的とし

ています。平成28年度も、連絡会議開催にあわせて、国立精神・神経センターの専門家らによる薬物乱用者への援助と社会復帰と地域社会への結びつきを促進するため、行動療法を活用した治療方法の推進、関係機関の連携、地域における民間団体の活用の重要性について講演が行われました。当講習会は、地域全体の再乱用防止の意識と知識の向上を図るべく、一般にも公開されています。

7 不正大麻・けし対策事業

我が国で乱用される薬物のほとんどは、海外から不正ルートにより供給されています。しかし、けし・大麻については、植物であり、栽培によって国内供給が可能であることから、こうした大麻、けしの栽培については、次の規制があります。

(1) ソムニフェルム種及びセティゲルム種のけし

あへん法により、厚生労働大臣の許可を受けた「けし栽培者」以外の者の栽培を禁止

(2) ハカマオニゲシ、コカ、サイロシビン含有キノコ、サイロシン含有キノコ 麻薬及び向精神薬取締法にて、「麻薬原料植物」として規制。都道府県知事の免許を受けた「麻薬研究者」が研究のため厚生労働大臣の許可を受けて栽培する以外は禁止

(3) 大麻

大麻取締法にて、都道府県知事の免許を受けた「大麻取扱者」による栽培以外を禁止

これら植物の栽培に係る規定に違反すれば、麻薬等薬物の密輸入、密造と同様に供給行為として厳しい罰則が課せられます。

麻薬取締部では、不正栽培事案について、厳格な取締を行う一方、違法な大麻・けしを地域環境内から排除すべく、どれが合法かどれが違法かについて広報に努めると共に、管内各県職員や保健所の職員らと協力し、自生大麻、自生けしの抜去を行っています。

※平成28年度実績 けし 約5万6千株
大麻 約17万3千株

以上